

岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画

「新さんかくプラン」行政評価 (平成20年度)

～性別にかかわらず、住みよいまち、住みたいまちを目指して～

平成21年3月

岡山市市民局男女共同参画課

目 次

新さんかくプランの効き目を測る	・・・ 1
新さんかくプランの目標別の体系	・・・ 2
身近な指標が映す“さんかく都市”(平成19年度～平成20年度) ～性別にかかわらず、住みよいまち、住みたいまちの視点から～	・・・ 5
平成19年度に実施した主な施策	・・・ 25
参考資料	・・・ 41
岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例	
岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画「新さんかくプラン」のあらまし	

凡 例

「さんかく条例」	= 岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例 (平成13年6月制定。同年10月一部施行、平成14年4月全部施行)
「さんかくプラン」	= 岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画 (平成14年3月策定。計画期間は平成14年度からの5年間)
「新さんかくプラン」	= 岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画 (平成19年3月策定。計画期間は平成19年度からの5年間)
「さんかく岡山」	= 岡山市男女共同参画社会推進センター (平成12年4月オープン)
「さんかくウイーク」	= 岡山市男女共同参画推進週間 (「さんかく条例」により設置。6月21日～27日までの一週間)

新さんかくプランの効き目を測る

1 プランの効き目を測って市民と市政のかけ橋に

行政の取組だけでは、政策を実現することはできません。とりわけ、男女共同参画社会の実現は、市民一人ひとりが理解を深め、市民の皆さんをはじめ、地域団体やNPO、企業など地域の多様な主体による主体的な活動と協働した取組を進めることが不可欠です。

こうしたパートナーシップによる協働の取組を推進していくためには、政策の内容や方向性、目標など自治の基本となる事項について、それぞれの主体が共通の理解と認識を持つことが必要です。

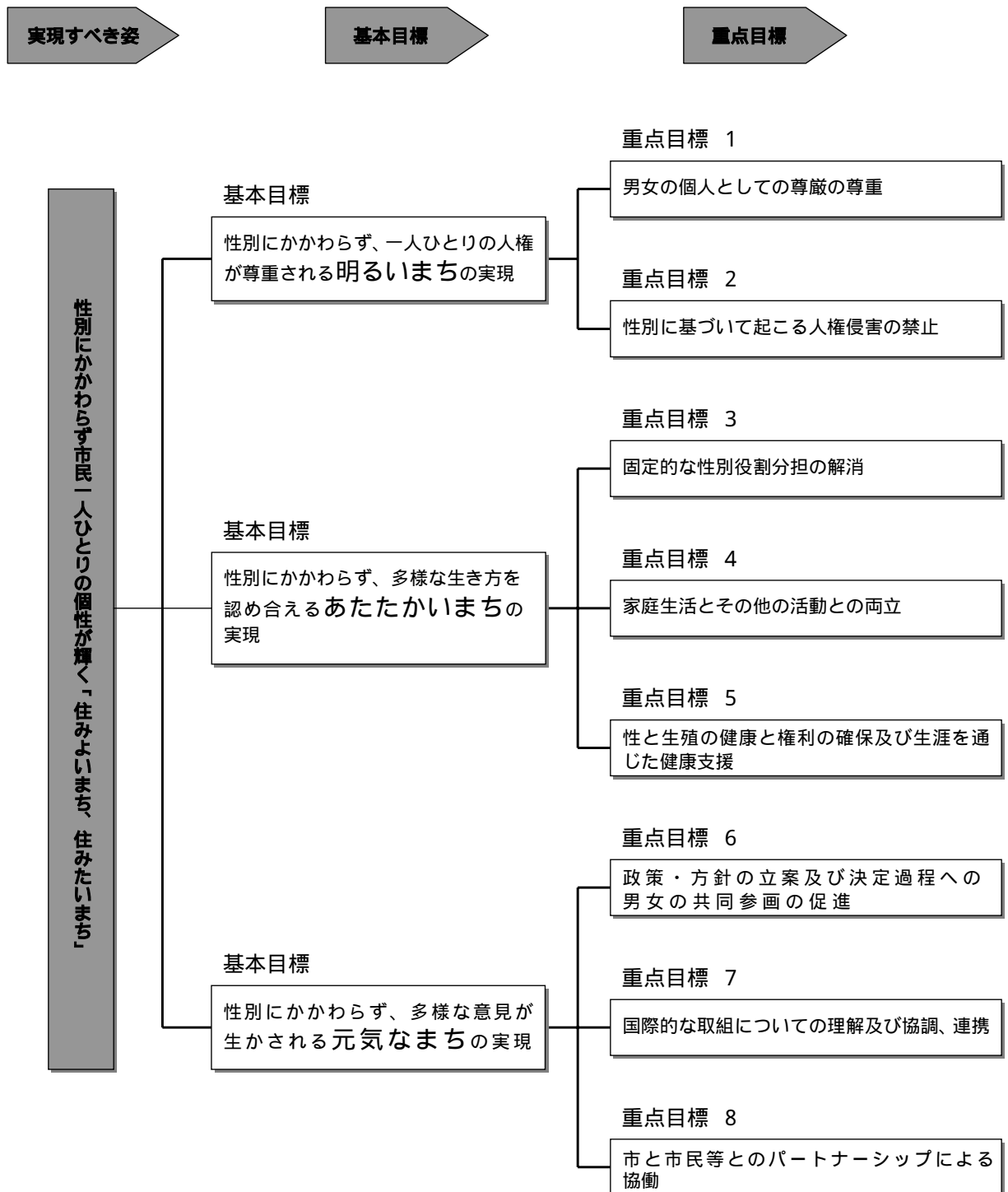
そこで、「新さんかくプラン」では、「さんかくプラン」に引き続き、身近な指標を使って男女共同参画社会の進展の度合いをわかりやすく示すとともに、その情報を市民の皆さんに提供することで、男女共同参画社会の実現に向けた取組への市民参加の促進をめざしています。

2 「何をしたか」から「どんな成果が得られたか」へ

「新さんかくプラン（体系は2ページを参照）」に基づいて、市民・事業者・市の行うさまざまな取組が、市民生活の中にどのように浸透し、成果として現れたのかを見るために、活動量や活動実績を測る指標（数値目標）だけでなく、どんな成果が生み出されたかを測る指標（成果指標）を設定しています。（3～4ページを参照）

平成19年度に数値目標と成果指標の現状値調査を行い、平成20年度から、これらをもとに公開を前提とした評価を行います。

新さんかくプランの目標別の体系



数値目標及び成果指標一覧

新さんかくプランでは、数値目標と成果指標を設定しています。

数値目標は行政が事業を行う上で目標とする数値のことで、成果指標は男女共同参画社会の進展の度合いを測る目安となるものです。

成果指標の数値は、全ての取組の効果だけでなく、社会情勢によっても変動するため、目標とする数値は設けずに、全てが向上することをめざしています。

数値目標一覧

基本目標	重点目標	数値目標		目標値 (H17現状値 H23目標値)		掲載 ページ
性別にかかわらず、一人ひとりの人権が尊重される明るいまちの実現	1 男女の個人としての尊厳の尊重	A	小中学校において男女平等の内容を含んだ授業を実施したクラスの割合	(18年度実施予定) 小・83.1% 中・75.1%	100% 100%	P7
		B	「さんかくカレッジ」修了生の講師登用人数	0人	15人	P7
	2 性別に基づいて起こる人権侵害の禁止	C	市の実施するDV防止啓発講座の受講者数	109人	毎年 500人以上	P9
		D	市の実施する事業者へのセクハラ研修出前講座の事業者数・受講者数	1事業者 25人	毎年 10事業者 500人以上	P9
性別にかかわらず、多様な生き方を認め合えるあたたかいまちの実現	3 固定的な性別役割分担の解消	E	市の実施する固定的な役割分担を解消するための啓発講座の受講者数 ^{*1}	5,744人	毎年 6,000人以上	P12
	4 家庭生活とその他の活動との両立	F	保育園の待機児童解消期間	12ヶ月	12ヶ月	P14
	5 性と生殖の健康と権利の確保及び生涯を通じた健康支援	G	市の実施する性に関する出前講座の受講者数	17,053人	毎年 17,000人以上	P16
性別にかかわらず、多様な意見が生かされる元気なまちの実現	6 政策・方針の立案及び決定過程への男女の共同参画の促進	H	市の審議会の女性委員の割合	33.2%	40%	P18
		I	市の女性管理職の割合 ^{*2}	6.7%	8%	P18
	7 国際的な取組についての理解及び協調・連携	J	市の実施する世界の男女共同参画の取組状況を紹介した講座・研修の受講者数	162人	毎年 200人以上	P20
	8 市と市民等とのパートナーシップによる協働	K	「さんかくウイーク」への参加者数	2,323人	毎年 2,500人以上	P22
L		「さんかくウイーク」へのさんかく岡山登録団体の参加率	21.1%	50%	P22	

*1 啓発講座の受講者数：「さんかくウイーク」の行事として開催される啓発講座の受講者数を含む。

*2 市の女性管理職の割合：ここでいう管理職とは教育職を除く課長相当職以上の職員を指す。

成果指標一覧

基本目標	重点目標	成果の指標	定義	掲載ページ
性別にかかわらず、一人ひとりの人権が尊重される明るいまちの実現	1 男女の個人としての尊厳の尊重	A 小中学生の男女平等感	学校生活で男女が平等に扱われていると感じる児童・生徒の割合	P7
		B 「男女共同参画社会」という言葉の認知度	「男女共同参画社会」という言葉の意味を知っている人の割合	P8
	2 性別に基づいて起こる人権侵害の禁止	C 公的相談機関の周知度	市内にあるDVの専門的な相談機関（市男女共同参画相談支援センター・女性相談所・ウィズセンター）を知っている人の割合	P9
		D DVに対する認識度	夫婦間において「平手で打つ」「なぐるふりをして、おどす」行為は、犯罪となりうる重大な人権侵害行為であると認識する人の割合	P10
		E 職場におけるセクハラへの対応度	職場でセクハラが発生した場合の相談体制や対応マニュアルがある事業者の割合	P10
性別にかかわらず、多様な生き方を認め合えるあたたかいまちの実現	3 固定的な性別役割分担の解消	F 性別による固定的役割分担意識の解消度	「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合	P12
		G 男性の家事分担割合	男性が担っている家事の割合	P12
		H 事業者における固定的役割分担の解消度	来客があった際に、男性社員も女性社員もお茶を出す事業者の割合	P13
	4 家庭生活とその他の活動との両立	I 父親の育児参加率	3歳児の父親が育児に参加している割合	P14
		J 仕事・家事以外の活動の充実度	仕事と家事を離れたところで属するグループ（趣味のグループやNPOなど）がある人の割合	P14
		K 育児・介護休暇制度の事業者における理解度	育児・介護休暇を取りやすい雰囲気が職場にあると思う人の割合	P15
	5 性と生殖の健康と権利の確保及び生涯を通じた健康支援	L 性に関する相談の充実度	性についての悩みを相談できる大人を身近に持つ中学生の割合	P16
		M 健康診断の受診率	過去1年間に健康診断を受診した人の割合	P17
	性別にかかわらず、多様な意見が生かされる元気なまちの実現	6 政策・方針の立案及び決定過程への男女の共同参画の促進	N 女性の単位町内会長の割合	単位町内会長に占める女性の割合
O 女性のPTA会長の割合			市内の小学校・中学校のPTA会長のうち、女性の会長の占める割合	P19
7 国際的な取組についての理解及び協調・連携		P 「ジェンダー」という言葉の認知度	「ジェンダー」という言葉の意味を知っている人の割合	P20
		Q 日本人とつきあいをしている外国人の割合	となり近所や地域の日本人とつきあいをしている外国人の割合	P21
8 市と市民等とのパートナーシップによる協働		R 「さんかくウイーク」の認知度	「さんかくウイーク」の行事へ参加したことがある、または「さんかくウイーク」を知っている人の割合	P22
		S 「さんかく岡山」の認知度	「さんかく岡山」を利用したことがある、または知っている人の割合	P23

身近な指標が映す “ さんかく都市 ”

(平成19年度～平成20年度)

～性別にかかわらず、住みよいまち、住みたいまちの視点から～

【新さんかくプラン平成20年度現状値の概略】

数値目標と成果指標の平成20年度現状値の動向は次のとおりとなっている。

数値目標（12項目設定）について

目標値を達成している数値目標は4項目〔E、F、G、K〕

目標値を達成していないものの前年より改善している数値目標は4項目〔A、B、C、H〕

目標値を達成せず、前年より悪化している数値目標は2項目〔D、I〕

目標値を達成せず、前年より20%以上数値が悪化している数値目標は2項目〔J、L〕

下表において、○ = ○、△ = △、□ = □、× = ×で表記している。

成果指標（19項目設定）について

現状値が上昇している成果指標は3項目〔A、H、Q〕

現状値が下降している成果指標は2項目〔G、K〕

現状値が横ばいの成果指標は14項目

成果指標については、平成19年度現状値と平成20年度現状値の値を比較し、統計学的に有意である場合のみ、上昇または下降と判断している。

< 数値目標・成果指標の現状値動向一覧 >

重点目標	数値目標 / 目標値	H20	重点目標	成果指標	H20
1	A 男女平等に関する授業を実施したクラス割合 / 小・中とも100%		1	A 小中学生の男女平等感	↗
	B 「さんかくカレッジ」修了生の講師登用人数 / 15人			B 「男女共同参画社会」という言葉の認知度	→
2	C DV防止啓発講座受講者数 / 毎年500人以上		2	C 公的相談機関の周知度	→
	D セクハラ出前講座の事業者数・受講者数 / 毎年10事業者・500人以上			D DVに対する認識度	→
3	E 固定的な役割分担解消のための講座受講者数 / 毎年6,000人以上		3	E 職場におけるセクハラへの対応度	→
				F 性別による固定的役割分担意識の解消度	→
4	F 保育園の待機児童解消期間 / 12ヶ月		4	G 男性の家事分担割合	↘
				H 事業者における固定的役割分担の解消度	↗
5	G 性に関する出前講座受講者数 / 毎年17,000人以上		5	I 父親の育児参加率	→
				J 仕事・家事以外の活動の充実度	→
6	H 審議会の女性委員割合 / 40%		6	K 育児・介護休暇制度の事業者における理解度	↘
				L 性に関する相談の充実度	→
7	I 女性管理職割合 / 8%		7	M 健康診断の受診率	→
				J 世界の男女共同参画に関する講座受講者数 / 毎年200人以上	×
8	K 「さんかくウィーク」参加者数 / 毎年2,500人以上		8	N 女性の単位町内会長の割合	→
				L 「さんかくウィーク」へのさんかく岡山登録団体参加率 / 50%	×
				O 女性のPTA会長の割合	→
				P 「ジェンダー」という言葉の認知度	→
				Q 日本人とつきあいをしている外国人の割合	↗
				R 「さんかくウィーク」の認知度	→
				S 「さんかく岡山」の認知度	→

重点目標 1 男女の個人としての尊厳の尊重

数値目標の現状値

目標A 小中学校において男女平等の内容を含んだ授業を実施したクラスの割合

年度	H19	H20	H21	H22	H23	目標値
小学校	96.0%	97.8%	-	-	-	100%
中学校	97.2%	98.9%	-	-	-	100%

平成20年度現状値の説明

- 平成19年度中に全ての市立小中学校の全クラス（小学校92校の1,251クラス、中学校37校の539クラス）で、男女平等の内容を含んだ授業を実施した割合です。

目標B 「さんかくカレッジ」修了生の講師登用人数

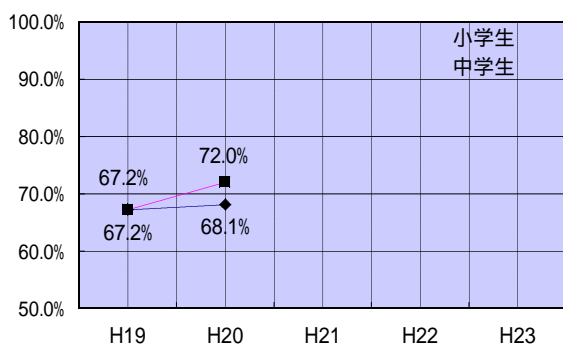
年度	H19	H20	H21	H22	H23	目標値
講師登用人数	4人	7人	-	-	-	15人

平成20年度現状値の説明

- 平成18年度から平成19年度に市が実施した事業で、さんかくカレッジ（岡山市男女共同参画大学）の修了生が講師を務めた人数の合計です。同一の人が講師を複数回務めた場合は、1人として数えています。

成果指標の現状値

指標A 小中学生の男女平等感

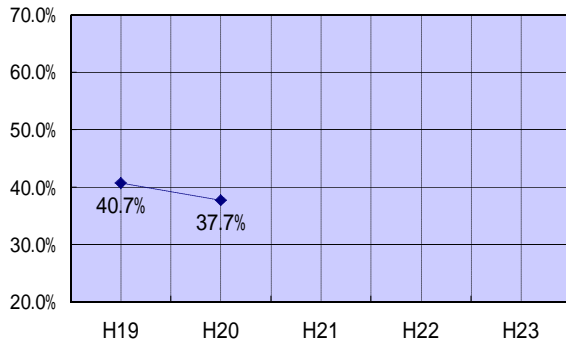


▶ 指標の定義 = 学校生活で男女が平等に扱われていると感じる児童・生徒の割合

平成20年度現状値の説明

- 平成20年7月に、全ての市立小中学校において小学5年生1クラスの生徒（計2,483名）と中学2年生1クラスの生徒（計1,152名）を対象にアンケート調査を実施。
- 学校生活の中で男女が「平等にあつかわれていると思う」または「どちらかといえば平等にあつかわれていると思う」と答えた児童・生徒の割合です。
- 小学5年生で「平等にあつかわれていると思う」（26.6%）または「どちらかといえば平等にあつかわれていると思う」（45.3%）と答えた児童の割合は、72.0%です。
- 中学2年生で「平等にあつかわれていると思う」（19.0%）または「どちらかといえば平等にあつかわれていると思う」（49.1%）と答えた生徒の割合は、68.1%です。

指標B 「男女共同参画社会」という言葉の認知度



▶指標の定義 = 「男女共同参画社会¹」
という言葉の意味を知っている人の割合

1 男女共同参画社会とは、「男性も女性も、性別にかかわらず社会のあらゆる分野の活動に参画して、個性や能力が十分に生かされる社会」のこと。

平成20年度現状値の説明

- ・平成20年9月に、住民基本台帳から無作為抽出した市民700人を対象にアンケート調査を実施。
- ・男女共同参画社会について 1の説明より「もっと詳しい内容を知っている」または「おおむねこの程度は知っている」と答えた人の割合(37.7%)です。
- ・参考までに、「言葉ぐらいは知っている」と答えた人の割合は36.0%です。

【男女共同参画専門委員会（審議会）・男女共同参画推進本部による評価】

目標A「小中学校において男女平等の内容を含んだ授業を実施したクラスの割合」は小学校・中学校とも上がっている。早期に目標値の100%とするよう取り組むことが男女平等感を醸成する上で重要である。

目標B「さんかくカレッジ修了生の講師登用人数」が順調に増えていることは評価できる。講師として活躍できる人材を確保するために、さんかくカレッジ専門コースの充実を図るとともに、講師として必要な技術等を身につける機会を提供する必要がある。また、これまでのさんかくカレッジ修了生が男女共同参画推進の担い手となるように、市の事業への参加を継続的に働きかけることも必要である。

指標A「小中学生の男女平等感」は、中学生は横ばいであるものの小学生は上昇している。幅広い学習主題を設定し、さまざまな角度から男女平等についての授業実践に継続して取り組むことが大切である。

指標B「男女共同参画社会という言葉の認知度」は横ばいであるので、市内全戸に回覧している男女共同参画社会の実現をめざす情報誌「DUO」並びに「さんかくウイーク」などを活用し、男女共同参画社会の意味・内容を知らせる機会を継続して提供していく必要がある。

()各指標の評価については、平成19年と平成20年の値を比較し、統計学的に有意差がある場合のみ、評価の文章中で「上昇」「下降」と表現しています。以下の全ての指標の評価についても同じです。

重点目標 2 性別に基づいて起こる人権侵害の禁止

数値目標の現状値

目標 C 市の実施するDV防止啓発講座の受講者数

年度	H19	H20	H21	H22	H23	目標値
受講者数	198人	317人	-	-	-	500人以上

平成20年度現状値の説明

- ・平成19年度中に市が実施したDV防止啓発講座の受講者総数です。

目標 D 市の実施する事業者へのセクハラ研修出前講座の事業者数・受講者数

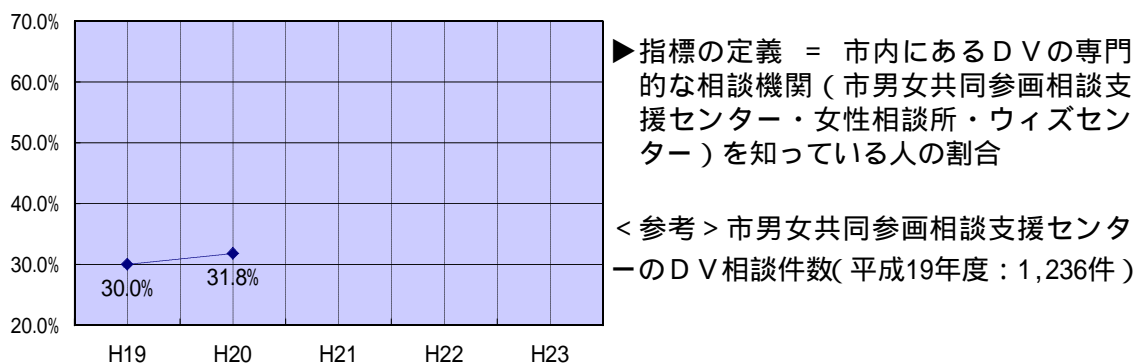
年度	H19	H20	H21	H22	H23	目標値
事業者数	2	2	-	-	-	10
受講者数	170人	165人	-	-	-	500人以上

平成20年度現状値の説明

- ・平成19年度中に市が実施した事業者へのセクハラ研修出前講座の事業者数及びその受講者総数です。

成果指標の現状値

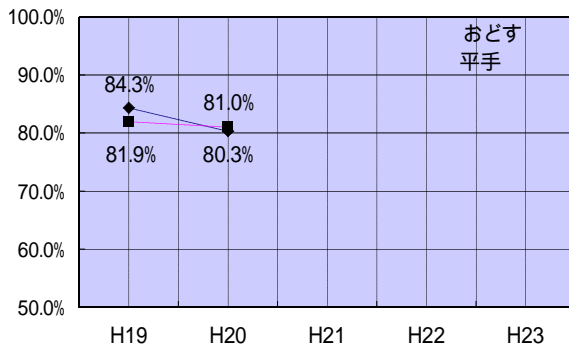
指標 C 公的相談機関の周知度



平成20年度現状値の説明

- ・平成20年9月に、住民基本台帳から無作為抽出した市民700人を対象にアンケート調査を実施。
- ・市内にあるDVについての専門的な相談機関を1つ以上知っていると感じた人の割合(31.8%)です。

指標D DVに対する認識度

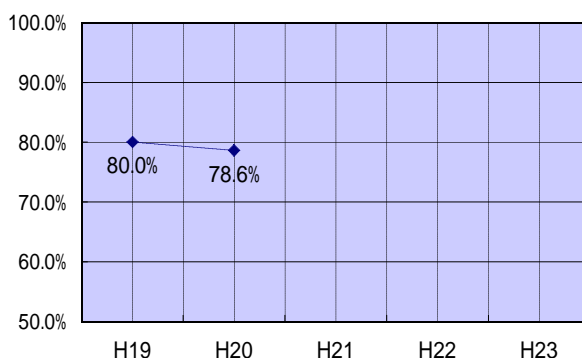


▶指標の定義 = 夫婦間において「平手で打つ」「なぐるふりをして、おどす」行為は、犯罪となりうる重大な人権侵害行為であると認識する人の割合

平成20年度現状値の説明

- ・平成20年9月に、住民基本台帳から無作為抽出した市民700人を対象にアンケート調査を実施。
- ・配偶者を平手で打つ行為は、「犯罪となりうる重大な人権侵害だと思う」(46.7%)または「どちらかといえば犯罪となりうる重大な人権侵害だと思う」(33.7%)と答えた人の割合(80.3%)です。男女別に見ると、「犯罪となりうる重大な人権侵害だと思う」(男性48.8%、女性45.5%)、「どちらかといえば犯罪となりうる重大な人権侵害だと思う」(男性33.9%、女性33.7%)です。
- ・なぐるふりをして配偶者をおどす行為は、「犯罪となりうる重大な人権侵害だと思う」(43.3%)または「どちらかといえば犯罪となりうる重大な人権侵害だと思う」(37.7%)と答えた人の割合(81.0%)です。男女別に見ると、「犯罪となりうる重大な人権侵害だと思う」(男性43.0%、女性43.8%)、「どちらかといえば犯罪となりうる重大な人権侵害だと思う」(男性36.4%、女性38.8%)です。

指標E 職場におけるセクハラへの対応度



▶指標の定義 = 職場でセクハラが発生した場合の相談体制や対応マニュアルがある事業者の割合

平成20年度現状値の説明

- ・平成20年7月に公正採用選考人権啓発推進員研修に参加した事業所にアンケート調査を実施。
- ・セクハラが発生した場合に、何らかの対応ができる相談体制や対応マニュアルがあると回答した事業者の割合(78.6%)です。内訳は、「相談体制と対応マニュアルが両方ともある」(46.0%)、「相談体制だけある」(28.7%)、「対応マニュアルだけある」(3.9%)です。

【男女共同参画専門委員会（審議会）・男女共同参画推進本部による評価】

目標C「市の実施するDV防止啓発講座の受講者数」は約1.6倍に増加しているが、目標値には届いていない。DVは重いテーマであるため参加者の確保が困難であることは想定されるが、内容や講座名を工夫することで、参加者の増加を図る必要がある。

目標D「市の実施する事業者へのセクハラ研修出前講座の事業者数・受講者数」は横ばいであり、目標値には大きく届いていない。市内の経済団体等を通じて地道に事業者への周知を図り研修の実施を促す必要がある。

指標C「公的相談機関の周知度」は約3割となっており市民への一定の周知は図られつつあるが、さらにDV被害者にとって必要な情報が届くよう工夫しながら、さまざまな機会をとらえて情報提供に努めることが重要である。

指標D「DVに対する認識度」は「平手で打つ」「なぐるふりをしておどす」とともに約2割の人が重大な人権侵害であると認識しておらず、男性と女性の認識に差はない。また、平成17年度の男女共同参画に関する市民意識・実態調査では、約5人に1人の女性が身体的暴力を受けた経験があるとしている。DV防止の社会的気運を醸成することを通じて、男女ともにDVを重大な人権侵害と認識していない層へDVに対する認識を高めていく必要がある。

指標E「職場におけるセクハラへの対応度」は、横ばいである。男女雇用機会均等法等により、全ての事業主はセクハラ防止対策を講ずることとされており、セクハラへの対応体制を整備することの重要性を周知する必要がある。

重点目標3 固定的な性別役割分担の解消

数値目標の現状値

目標E 市の実施する固定的な役割分担を解消するための啓発講座の受講者数

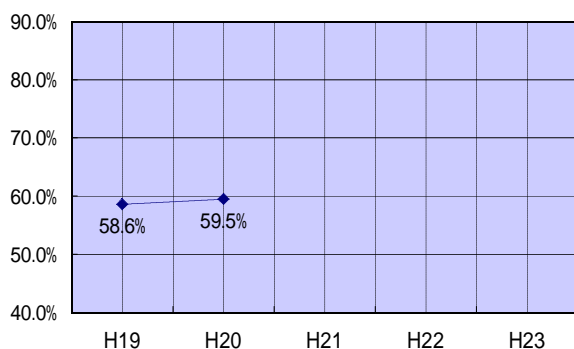
年度	H19	H20	H21	H22	H23	目標値
受講者数	5,914人	6,454人	-	-	-	6,000人以上

平成20年度現状値の説明

- ・平成19年度中に市が実施した固定的な役割分担を解消するための啓発講座の受講者総数です。
- ・「さんかくウイーク」の行事として開催される啓発講座の受講者数(2,820人)を含みます。

成果指標の現状値

指標F 性別による固定的役割分担意識の解消度



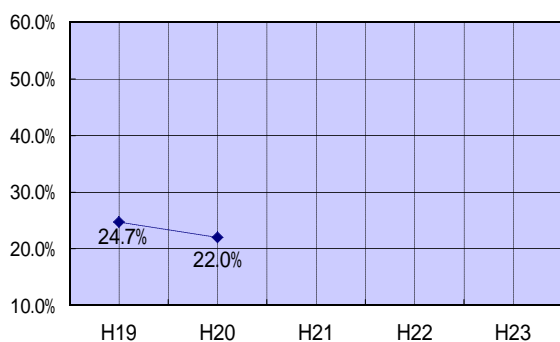
▶指標の定義 = 「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合

<参考値> 52.1% (男性48.2%、女性56.9%) 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査(平成19年)」より

平成20年度現状値の説明

- ・平成20年9月に、住民基本台帳から無作為抽出した市民700人を対象にアンケート調査を実施。
- ・「男は外で働くもの、女は家庭を守るものだ」という考え方について「そう思わない」(37.4%)又は「どちらかといえばそう思わない」(22.1%)と答えた人の割合です。男女別に見ると、「そう思わない」(男性29.1%、女性43.2%)、「どちらかといえばそう思わない」(男性21.4%、女性22.2%)です。

指標G 男性の家事分担割合

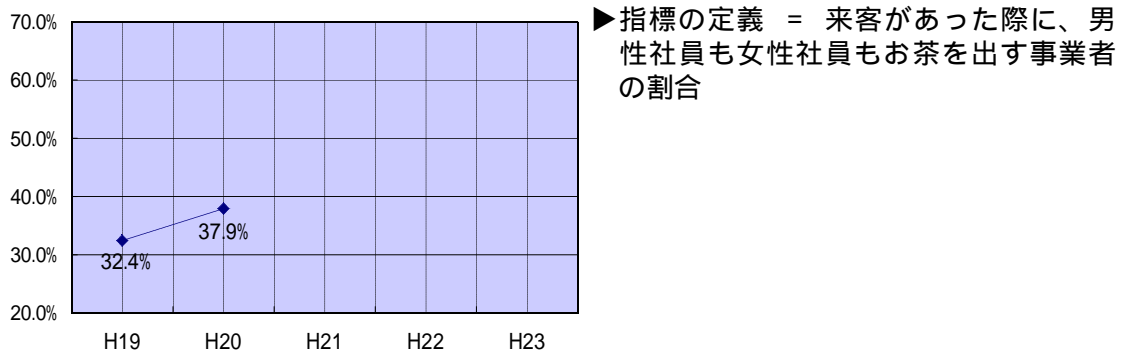


▶指標の定義 = 男性が担っている家事の割合

平成20年度現状値の説明

- ・平成20年9月に、住民基本台帳から無作為抽出した市民700人を対象にアンケート調査を実施。
- ・家庭で男性が担当している家事（炊事、掃除、洗濯、買い物、家事雑事）の割合について、0%から100%までの間の10%刻みの数字のうちで最も近い数字を答えてもらいました。
- ・割合別の内訳は、0割（13.0%）、1割（24.9%）、2割（16.4%）、3割（18.8%）、4割（4.8%）、5割（5.5%）、6割（1.0%）、7割（0%）、8割（1.4%）、9割（0.7%）、10割（0.7%）となっています。ただし、男性のみの家庭及び男性がいない家庭は除いています。

指標H 事業者における固定的役割分担の解消度



平成20年度現状値の説明

- ・平成20年7月に公正採用選考人権啓発推進員研修に参加した事業所にアンケート調査を実施。
- ・来客などでお茶を出す場合に、男性社員も女性社員もお茶くみをしていると回答した事業者の割合(37.9%)です。

【男女共同参画専門委員会（審議会）・男女共同参画推進本部による評価】

目標E「市の実施する固定的な役割分担を解消するための啓発講座の受講者数」が目標値を達成していることは評価できる。さらに受講者を増やすために、各事業における参加率を向上させるための工夫や研究が必要である。

指標F「性別による固定的役割分担の解消度」を見ると、約6割の人が性別による固定的役割分担に反対している。男女別で見ると、反対とした男性は50.4%、女性は65.3%となっており、認識に差がみられる。男性への啓発を意識した講座づくりが重要である。

指標G「男性の家事分担割合」は下降傾向である。より実践的で生活に役立つ講座などを工夫し暮らしに生かせる技術を身につける機会を提供するなど、男性の家事参加への意欲を高める必要がある。

指標H「事業者における固定的役割分担の解消度」は上昇傾向にあるものの、解消度は不十分であるため、事業者への継続した啓発が必要である。

重点目標 4 家庭生活とその他の活動との両立

数値目標の現状値

目標 F 保育園の待機児童解消期間

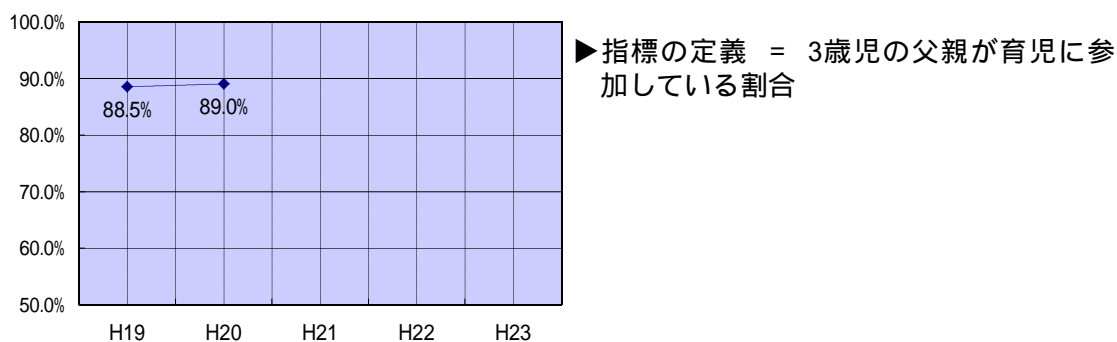
年度	H19	H20	H21	H22	H23	目標値
解消期間	12ヶ月	12ヶ月	-	-	-	12ヶ月

平成20年度現状値の説明

- ・平成19年度中において保育園の待機児童がゼロであった期間(12ヶ月)です。

成果指標の現状値

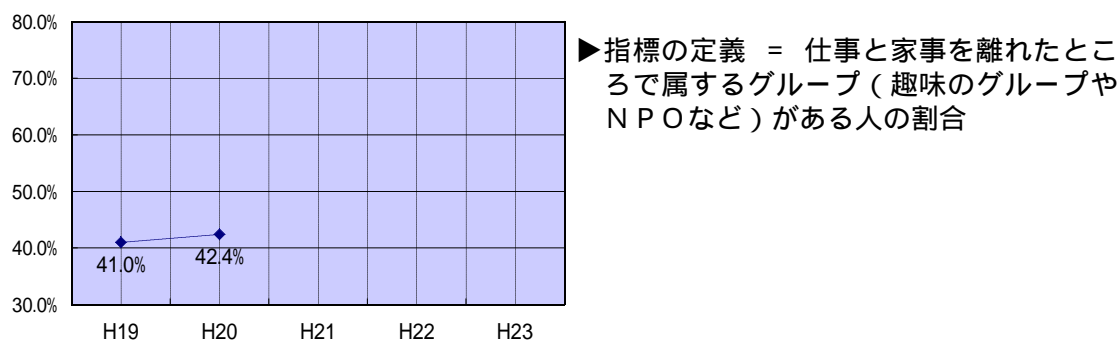
指標 I 父親の育児参加率



平成20年度現状値の説明

- ・平成19年度中の3歳児健康診査受診時の診査票に、父親が育児に参加していると回答した人の割合(89.0%)です。

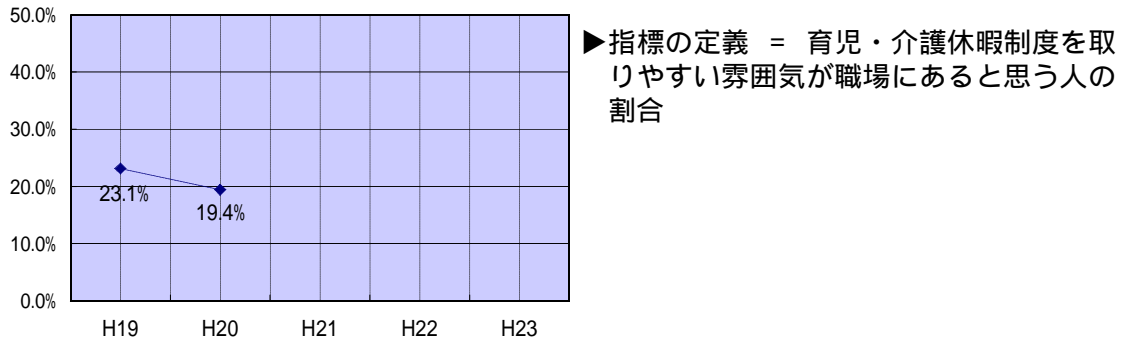
指標 J 仕事・家事以外の活動の充実度



平成20年度現状値の説明

- ・平成20年9月に、住民基本台帳から無作為抽出した市民700人を対象にアンケート調査を実施。
- ・仕事と家事を離れたところで属するグループ(趣味のグループやNPOなど)があると回答した人の割合(42.4%)です。男女別に見ると、男性は41.7%、女性は43.2%です。

指標K 育児・介護休暇制度の事業者における理解度



平成20年度現状値の説明

- ・平成20年9月に、住民基本台帳から無作為抽出した市民700人を対象にアンケート調査を実施。
- ・仕事を持っている人のうち、育児や介護のための休暇を「男女とも取りやすい雰囲気がある」と回答した人の割合(19.4%)です。
- ・「女性は休暇を取りやすい雰囲気がある」とした人の割合は27.0%です。

【男女共同参画専門委員会（審議会）・男女共同参画推進本部による評価】

目標F「保育園の待機児童解消期間」は、保育所の定員増・定員弾力化により12ヶ月となったことは評価できる。引き続き待機児童がゼロとなるよう保育環境の整備に努めるとともに、特別保育事業の拡大等による保育サービスの充実を図る必要がある。

指標I「父親の育児参加率」、指標J「仕事・家事以外の活動の充実度」は横ばいとなっている。育児・家事・仕事・趣味など多様な活動に参画することが生活の充実や豊かさにもつながることを、さまざまな機会を通じて発信することが重要である。

指標K「育児・介護休暇制度の事業者における理解度」は、育児や介護のための休暇を男女とも取りやすい雰囲気があるとした人は下降傾向にある。一方で女性は取りやすい雰囲気があるとした人は上昇傾向にあり、経済状況や、いわゆる男社会と言われる職場で指標Fに見られる男女間での認識の差などが影響した結果とも考えられる。男性も女性もワークライフバランスが図れるよう継続して啓発等の働きかけを行う必要がある。

重点目標5 性と生殖の健康と権利の確保及び生涯を通じた健康支援

数値目標の現状値

目標G 市の実施する性に関する出前講座の受講者数

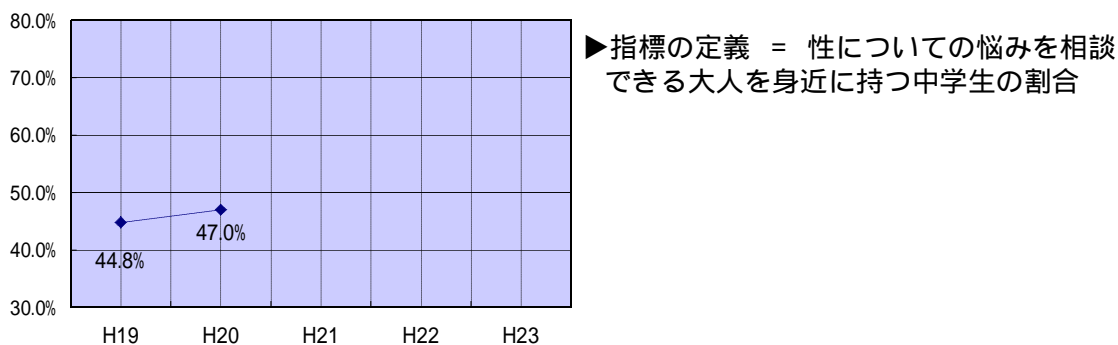
年度	H19	H20	H21	H22	H23	目標値
受講者数	16,610人	17,085人	-	-	-	17,000人以上

平成20年度現状値の説明

- ・平成19年度中に市が実施した性に関する出前講座の受講者総数です。

成果指標の現状値

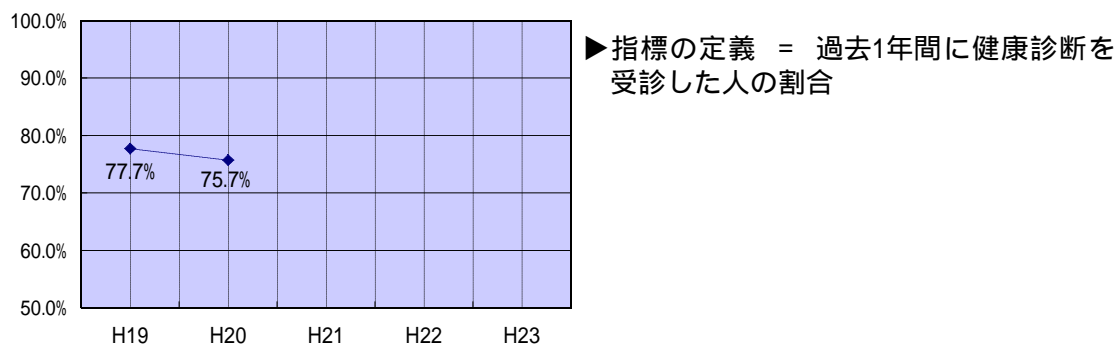
指標L 性に関する相談の充実度



平成20年度現状値の説明

- ・平成20年9月に、全ての市立中学校において2学年の1クラスの生徒(計1,152名)を対象にアンケート調査を実施。
- ・(自分の身近に)性についての悩みを相談できる大人が「いる」と答えた生徒の割合(47.0%)です。
- ・男女別に見ると、「いる」と答えた男子生徒の割合は38.4%、女子生徒の割合は55.7%となっています。

指標M 健康診断の受診率



平成20年度現状値の説明

- ・平成20年9月に、住民基本台帳から無作為抽出した市民700人を対象にアンケート調査を実施。
- ・最近の1年間に健康診断を受けたと回答した人の割合(75.7%)です。
- ・男女別に見ると、男性は83.6%、女性は70.3%です。

【男女共同参画専門委員会（審議会）・男女共同参画推進本部による評価】

目標G「市の実施する性に関する出前講座の受講者数」は目標値を達成していることは評価できる。今後も小学生から大人までが性について考えを深める機会を継続して提供していく必要がある。

指標L「性に関する相談の充実度」は、性についての悩みを相談できる大人を身近に持つ男子生徒と女子生徒の割合に大きい差が見られ、男子生徒は相談しにくい環境となっている。厚生労働省エイズ動向委員会発表の平成19年エイズ発生動向年報によれば、HIV感染者数は過去最高となっており、これは主に日本国籍男性の増加によっている。こうした状況を認識しつつ、出前講座、学校における性教育・男女平等教育などの機会を通じて性に関する正しい知識の普及や相談窓口の周知を図る必要がある。

指標M「健康診断の受診率」は、横ばいとなっている。健康市民おかやま21での取り組みとも連携しつつ、特に女性について生涯を通じた健康づくりに対する意識を高めていく必要がある。

重点目標6 政策・方針の立案及び決定過程 への男女の共同参画の促進

数値目標の現状値

目標H 市の審議会の女性委員の割合

年度	H19	H20	H21	H22	H23	目標値
女性委員割合	35.7%	35.8%	-	-	-	40%

平成20年度現状値の説明

- ・平成20年4月1日現在における女性委員の割合(35.8%)です。
- ・対象となる審議会等は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき市が設置した全ての附属機関(計61)です。(総合政策審議会、教育行政審議会及び水道事業審議会、 総合政策審議会の各部会、 の各専門委員会、 法令に基づく審議会等)

目標I 市の女性管理職の割合

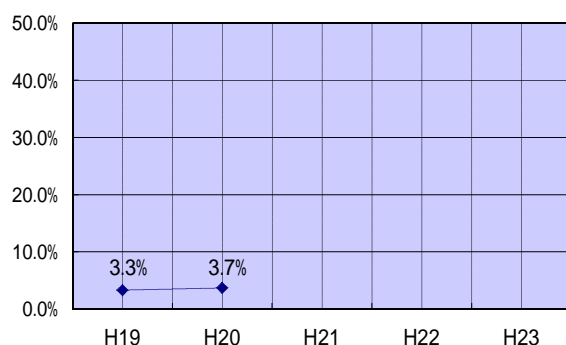
年度	H19	H20	H21	H22	H23	目標値
女性管理職割合	6.1%	5.5%	-	-	-	8%

平成20年度現状値の説明

- ・平成20年4月1日現在において、管理職職員(教育職を除く課長相当職以上)457人のうちで、女性が占める割合(5.5%)です。

成果指標の現状値

指標N 女性の単位町内会長の割合



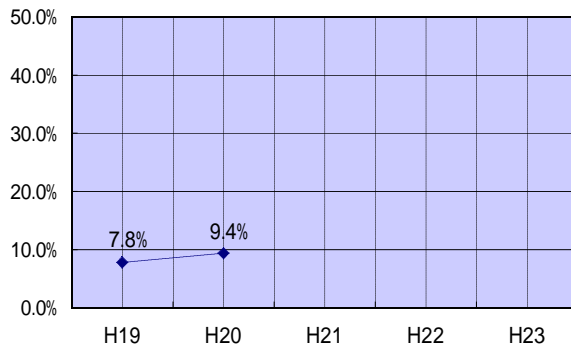
▶ 指標の定義 = 単位町内会長(合併4地区では地域区長)に占める女性の割合

平成19年度現状値を3.5%から3.3%に修正しました。これは合併4地区(御津、灘崎、建部、瀬戸)の地域区長の算入漏れによるものです。

平成20年度現状値の説明

- ・平成20年4月1日現在のすべての単位町内会(1,713)における女性の単位町内会長の割合(3.7%)です。

指標O 女性のPTA会長の割合



▶ 指標の定義 = 市内の小学校・中学校のPTA会長のうち、女性の会長の占める割合

平成20年度現状値の説明

- ・平成20年度において、市立の全ての小・中学校(128校)のPTA会長のうちで、女性が占める割合(9.4%)です。
- ・内訳は、小学校で8.8%(8校)、中学校で10.8%(4校)となっています。

【男女共同参画専門委員会(審議会)・男女共同参画推進本部による評価】

目標H「市の審議会の女性委員の割合」は微増にとどまっているが、全国の政令指定都市・中核市(56市)の中では、最も高い割合(第1位)となっている。女性委員の割合が4割に満たない審議会の事務局においては、女性委員の割合の上昇に向けた取り組みがなされているところであり、今後も上昇が期待できる。

目標I「市の女性管理職の割合」は低下しており、全国の政令指定都市・中核市の中では第33位で中位となっている。その低下の要因を分析し、目標値達成に向けて計画的な登用を進めていくことが重要である。

指標N「女性の単位町内会長の割合」、指標O「女性のPTA会長の割合」ともに低い割合にとどまっている。女性の単位町内会長は合併地区(御津、灘崎、建部、瀬戸)では0人となっており、合併地区にも男女共同参画社会への理解を浸透していく必要がある。

重点目標7 国際的な取組についての理解及び協調、連携

数値目標の現状値

目標J 市の実施する世界の男女共同参画の取組状況を紹介した講座・研修の受講者数

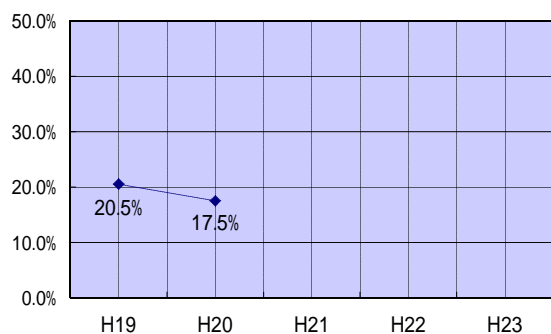
年度	H19	H20	H21	H22	H23	目標値
受講者数	353人	136人	-	-	-	200人以上

平成20年度現状値の説明

- ・平成19年度中に市が実施した世界の男女共同参画の取組状況を紹介した講座
- ・研修の受講者総数です。

成果指標の現状値

指標P 「ジェンダー」という言葉の認知度



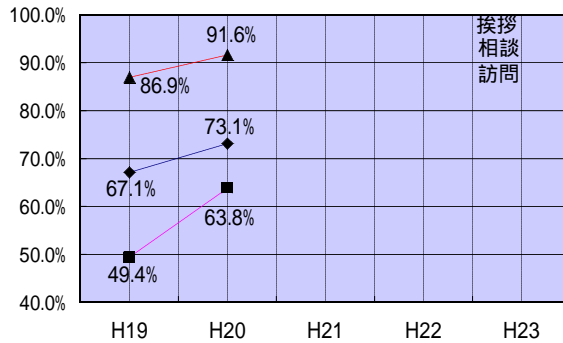
▶指標の定義 = 「ジェンダー¹」という言葉の意味を知っている人の割合

1 ジェンダーは、国連などの国際会議でも使われ、世界的にも広く認められている言葉。生物学的性別（セックス / sex）に対して、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「女性像」「男性像」があり、このような女性、男性の別のこと。

平成20年度現状値の説明

- ・平成20年9月に、住民基本台帳から無作為抽出した市民700人を対象にアンケート調査を実施。
- ・ジェンダーについて 1の説明より「もっと詳しい内容を知っている」または「おおむねこの程度は知っている」と答えた人の割合(17.5%)です。
- ・参考までに、「言葉ぐらいは知っている」と答えた人の割合は25.1%です。

指標Q 日本人とつきあいをしている外国人の割合



▶指標の定義 = となり近所や地域の日本人とつきあいをしている外国人の割合

平成20年度現状値の説明

- ・平成20年9月に、外国人登録原票から無作為抽出した外国人市民400人を対象にアンケート調査を実施。
- ・隣近所や地域の日本人とのつきあいについて、「あいさつをする人がいる」と答えた人の割合(91.6%)です。
- ・隣近所や地域の日本人とのつきあいについて、「困ったとき相談する人がいる」と答えた人の割合(73.1%)です。
- ・隣近所や地域の日本人とのつきあいについて、「家に招いたり、招かれたりする人がいる」と答えた人の割合(63.8%)です。

【男女共同参画専門委員会（審議会）・男女共同参画推進本部による評価】

目標J「市の実施する世界の男女共同参画の取組状況を紹介した講座・研修の受講者数」は減少し、目標値に達していない。幅広い切り口で講座を企画し、諸外国と日本の状況を比較する機会を提供するとともに、多様性への理解を深めるような事業展開をすることが重要である。

指標P「ジェンダーという言葉の認知度」は低調であり、指標Bの男女共同参画社会の認知と関連させつつ、情報誌「DUO」や「さんかくウイーク」を活用し、その意味を周知する必要がある。

指標Q「日本人とつきあいをしている外国人の割合」のうち、家に招いたり招かれたりする日本人がいる外国人の割合は上昇傾向にある。引き続き多様性を認め合う気運を醸成しつつ、相互が交流しやすい環境の整備を図る必要がある。

重点目標 8 市と市民等とのパートナーシップによる協働

数値目標の現状値

目標K 「さんかくウイーク」への参加者数

年度	H19	H20	H21	H22	H23	目標値
参加者数	2,406人	2,820人	-	-	-	2,500人以上

平成20年度現状値の説明

- ・さんかくウイーク2007（平成19年度市男女共同参画推進週間）中の行事への参加者総数です。

目標L 「さんかくウイーク」へのさんかく岡山登録団体の参加率

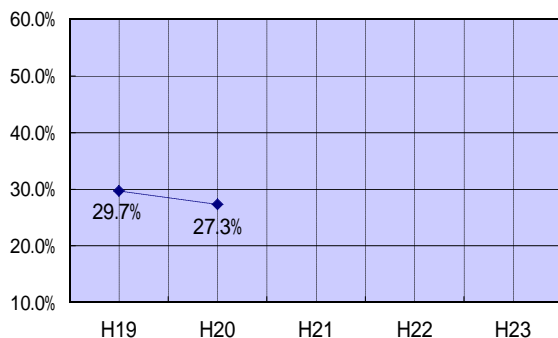
年度	H19	H20	H21	H22	H23	目標値
参加率	22.4%	13.6%	-	-	-	50%

平成20年度現状値の説明

- ・「さんかく岡山」の登録団体(132団体)のうちで、平成19年度の「さんかくウイーク」において、その実行委員会メンバー又はワークショップの主催者等として参加した団体の割合(13.6%)です。

成果指標の現状値

指標R 「さんかくウイーク」の認知度

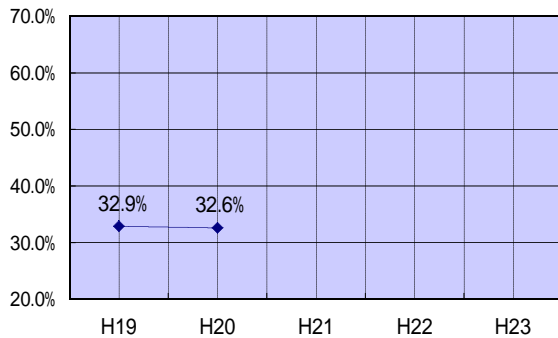


▶ 指標の定義 = 「さんかくウイーク」の行事へ参加したことがある、または「さんかくウイーク」を知っている人の割合

平成20年度現状値の説明

- ・平成20年9月に、住民基本台帳から無作為抽出した市民700人を対象にアンケート調査を実施。
- ・さんかくウイークについて、「行事に参加したことがある」または「知っているが行事に参加したことはない」と答えた人の割合(27.3%)です。
- ・さんかくウイークは、岡山市男女共同参画推進週間の愛称です。

指標S 「さんかく岡山」の認知度



▶指標の定義 = 「さんかく岡山」を利用したことがある、または知っている人の割合

平成20年度現状値の説明

- ・平成20年9月に、住民基本台帳から無作為抽出した市民700人を対象にアンケート調査を実施。
- ・さんかく岡山について、「利用したことがある」または「知っているが利用したことはない」と答えた人の割合(32.6%)です。

【男女共同参画専門委員会（審議会）・男女共同参画推進本部による評価】

目標K「さんかくウイークへの参加者数」が目標値を達成したことは評価できるものの、数値目標L「さんかくウイークへのさんかく岡山登録団体の参加率」は大きく低下している。登録団体に参加を促すとともに、登録団体が協力しやすい事業の形を研究していく必要がある。

指標R「さんかくウイークの認知度」、指標S「さんかく岡山の認知度」ともに約3割となっており、市民への一定の周知は図られつつある。今後さらなる周知を図るために、「市民のひろばおかやま」で効果的に情報を提供するとともに、「新聞」で各種事業が取り上げられるよう事業内容の工夫を重ねることが必要である。

(注)平成19年度市民意識調査によれば、市政に関する情報を市民が得る媒体は「市民のひろばおかやま」(72.5%)、「新聞」(66.9%)の順で高くなっている。

平成 1 9 年度に実施した主な施策

重点目標 1

施策の方向性	具体的施策	平成19年度に実施した主な施策	担当課
	男女共同参画の視点をいれた学習の推進	<p>「男女平等教育指導の手引」を活用した授業の実施 【内容】小中学校において男女平等教育の学習主題として取り上げている内容を含んだ授業を実施。 【実績】小学校 1,224クラス（総クラス1,251） 中学校 533クラス（総クラス539）</p> <p>男女平等に関する意識調査 【内容】新さんかくプランの目標達成度を測るため、小中学生を対象に男女平等に関する意識調査を実施。 【対象/実施日】市立全小学校の5年1クラス、全中学校の2年1クラス（抽出）の見学生徒/10月</p> <p>男女平等教育に関する調査 【内容】学校園の実態把握と教職員の男女平等意識の高揚のため、男女平等教育に関するアンケート調査を実施。 【対象/実施日】市立幼稚園・小中学校/8月</p> <p>視聴覚教材の購入、貸出 【内容】幼稚園・小学校・中学校等にビデオの貸し出しを行い、男女平等・相互理解・協力等について理解を深め、これらの教育の充実を図る。 【実績】男女共同参画をテーマを含む作品の年間利用件数81件、新規購入2本</p>	指導課
	教職員・市職員の男女共同参画に関する理解の促進	<p>男女平等教育推進担当者研修会 【内容】講演「学校における男女平等教育の推進～デートDVの解決に向けて～」 【実施日/場所】2月28日/岡山ふれあいセンター 【対象/参加人数】市立小中学校男女平等教育推進担当者/約130人</p> <p>10年経験者研修 【内容/講師】「男女共同参画社会の実現に向けて」/男女共同参画課職員 【実施日/場所/受講者数】12月25日/岡山ふれあいセンター/57人</p> <p>新任教務主任研修 【内容/講師】「男女共同参画社会の実現に向けて」/男女共同参画課職員 【実施日/場所/受講者数】11月20日/岡山ふれあいセンター/34人</p>	指導課
	男女共同参画を推進する人材の養成と活用	<p>校園内人権教育研修会 【内容】各小学校園の教職員人権研修において、男女共同参画をテーマにした研修を実施。 【実績】小学校9校（9回） 中学校2校（2回）</p> <p>中学校区教職員人権教育研修会 【内容】中学校区の保育園、幼稚園、小学校、中学校の教職員の交流研修において男女共同参画をテーマにした研修を実施。 【実績】3中学校区 3回 113人</p> <p>基本研修への男女共同参画研修の導入 【内容】男女共同参画をメインテーマとする研修を階層別研修で実施。 【受講者】主任級職員(164人)、採用10年目職員(49人)、新規採用職員(45人)</p> <p>さんかくカリッジ（基礎コース） 【内容】男女共同参画社会の実現のために地域・家庭・職場・社会で活躍できる人材を育成。 【実績】西大寺公民館・建部町公民館、各12講座、受講生 延べ262人</p> <p>さんかくカリッジ（専門コース 専門基礎講座 専門応用講座 ワンコイン講座） 【内容】男女共同参画に関する知識を有する人材のさらなるレベルアップを図り、男女共同参画推進の具体的な活動ができる人材を育成。 【実績】専門基礎講座 9講座、受講生18人、修了生13人 専門応用講座 6講座、受講生8人、修了生6人 ワンコイン講座（コース生以外でも専門基礎講座の希望の講座を受講可能） 2講座、受講生2人</p>	総合教育センター 人権同和教育室
男女平等を推進する教育・学習		職員研修所	職員研修所
		男女共同参画課	男女共同参画課

重点目標 1

施策の方向性	具体的施策	平成19年度に実施した主な施策	担当課
	家庭や地域における男女共同参画に関する学習機会の提供	<p>公民館重点主催講座、「さんかくウィーク」参加行事 【内容】各公民館において、男女共同参画をテーマにした主催講座を実施。 【実績】37館、73講座、延べ4,641人</p> <p>P T A 人権教育研修会 【内容】各中学校園でP T A が主催する人権教育研修会において、男女共同参画をテーマにした研修会を実施。 【実績】11校園 601人</p> <p>公民館高齢者講座 【内容】公民館主催の高齢者講座において、男女共同参画をテーマにした講座を実施。 【実績】6館 233人</p>	公民館 人権同和教育室
		<p>グループ活動 【内容】家庭や地域の教育力の活性化を図るため、保育園・幼稚園・小学校・中学校の保護者を中心に地域の人たちが子育てに関する学習・交流・実践活動を継続的に行う。 【対象/期間/場所】保育園・幼稚園・小学校・中学校の保護者を中心に63グループ(会員3,083人)/5月~2月(年4回以上)/幼稚園、小学校、公民館、コミュニティハウス等</p> <p>家庭教育セミナー 【内容】子育てや家庭教育にかかわる活動を地域や職場で計画しているグループの自主的な学習会・講演会を支援。 【対象/実績/参加者数】市内在住・在勤者15人以上で構成する団体の家庭教育・子育てに関する学習活動/6件/195人</p>	こども福祉課
		<p>男女共同参画に関する学習会への講師の派遣 【内容】学校や公民館等において、児童・生徒・学生等を対象に実施される男女共同参画についての講演会等に講師を派遣。 【実績】4校、5館</p>	男女共同参画課
	男女平等に関する法令や条約の趣旨の周知	<p>市広報紙及び情報誌「DUO」へ掲載 【内容】配偶者暴力防止法の改正(H20.1.11施行)についての記事を掲載し、町内会に配布及び回覧。</p>	男女共同参画課
	情報教育の推進	<p>メディア・リテラシー教育の実施 【内容】小中学校においてメディア・リテラシーを中心に据えた授業を実施。 【実績】小学校 273クラス(総クラス1,251) 中学校 159クラス(総クラス539)</p> <p>情報リテラシーをテーマとした主催講座 【内容】各公民館において、情報リテラシーをテーマにした講座を実施。 【実績】3館、延べ92人</p>	指導課 公民館
		<p>園内研修会での指導 【内容/実施日】「情報モラルについて」/1月16日 【場所/受講者数/講師】岡山市立操南幼稚園/約100人/指導課指導主事</p>	指導課
女性の人権を尊重した表現の推進のための基盤づくり		<p>情報教育担当者研修会 【内容/実施日】「情報モラル」/6月19日、「情報セキュリティ」/10月23日、「著作権」/1月18日 【場所/受講者数/講師】岡山ふれあいセンター/130名(各回)/総合教育センター指導主事・教育委員会指導課指導主事 初任者研修 【内容/講師】「情報教育」/指導課指導主事 【実施日/場所/受講者数】8月8日/岡山ふれあいセンター/53名</p> <p>市職員人権研修などの実施 【内容】研修の中で人権尊重の視点に立った表現について取り上げた。</p>	総合教育センター 人権推進室
	地域の環境浄化のための活動の推進	<p>機関誌「いくせい」の発行 【内容】各地区の青少年健全育成の取組や岡山市青少年育成センターの取組を紹介。 【実績】1,400部×5号</p> <p>岡山市青少年育成協議会への補助 【内容】市内36中学校区の育成協議会専門部環境浄化部に、有害図書自動販売機設置の実態把握及び排除のための行動を依頼。</p>	生涯学習課 生涯学習課

重点目標 2

施策の方向性	具体的施策	平成19年度に実施した主な施策	担当課
<p>女性に対する人権被害をなくすための環境づくり</p>	<p>市民への意識啓発</p>	<p>企業などを対象とした人権研修の実施 【内容】研修の中でDVについて取り上げた。 【実績】32回、1,974人</p> <p>事業者へのDVやセクハラ等に関する出前講座 【実績】3事業者</p> <p>デートDV等をテーマとした主催講座 【内容】各公民館においてDV・デートDV、セクハラ等をテーマとした講座を実施。 【実績】3館、34人</p> <p>「さんかく岡山」市民協働事業 【内容/実施日/場所/対象者数】講演会「子どもをとりまく暴力～その被害と加害の実像～」/12月8日/さんかく岡山/一般市民/38人 「みんなて字ぼう性と生」2月10日/さんかく岡山/一般市民/50人 「被害者からの心の回復」/11月15日/さんかく岡山/DV被害者サポーターほか/25人 「救急医療の現場から～DVを見逃すな～」/3月22日/さんかく岡山/一般市民/35人</p> <p>市広報紙、市政テレビ、市政ラジオ等による広報 男女共同参画社会の実現をめざす情報誌「DUO」の配布 「DV防止カード」及びパンフレット「話してみませんか」の配布</p> <p>男女共同参画相談支援センター（一般相談） 【内容】専門の相談員4人が、DVやセクハラなどの性別に起因する人権侵害に関して、面接・電話相談に応じる。 【相談件数】3,035件（うちDV相談1,236件） 男女共同参画相談支援センター（特別相談） 【内容】一般相談を受けた相談者の中で法律相談や心理カウンセリングが必要と認められる者を対象に、それぞれ毎月1回、弁護士や精神科医師等が相談に応じる。 【相談件数】法律相談53件、心理カウンセリング41件</p> <p>各福祉事務所への女性相談員の配置 【内容】女性相談員13人（男性2人、女性11人）を各福祉事務所へ配置し、女性に対する人権侵害に関する相談・支援業務を行う。 【相談件数】1,257件</p> <p>「DV防止カード」及びパンフレット「話してみませんか」の配布 【内容】男女共同参画相談支援センターの「相談ほっとライン」や配偶者暴力相談支援センター等の相談窓口を紹介したカードやパンフレットを市内の関係機関や医療機関に配布。また、本庁舎や各支所等の窓口を設置。</p> <p>家庭児童相談室のパンフレットの配布 【内容】児童虐待の通告先として各福祉事務所の家庭児童相談室の周知を図る中で、合わせて女性相談窓口の周知も図る。 【実績】福祉事務所の窓口及び地区民生委員会等地域虐待防止ネットワークの会議で配布。</p> <p>市男女共同参画相談支援センター相談員に対する研修 【実績】国立女性教育会館（嵐山町）、全国エンジェルターネットシンポジウム（千葉市）、DV相談担当職員専門研修会</p> <p>女性相談、DV関係各種会議・研修会への参加 【内容】岡山県女性相談所の行う女性相談員連絡会、DV被害者支援機関連絡会や全国婦人相談員研究協議会等の研修に参加し資質、能力の向上を図る。 【実績】全国婦人相談員・心理判定員研究協議会（茨城県水戸市）</p>	<p>人権推進室</p> <p>男女共同参画課</p> <p>公民館</p> <p>男女共同参画課</p> <p>男女共同参画課</p> <p>男女共同参画課</p> <p>男女共同参画課</p> <p>こども福祉課</p> <p>男女共同参画課</p> <p>こども福祉課</p> <p>男女共同参画課</p> <p>こども福祉課</p> <p>男女共同参画課</p>
	<p>関係機関等との連携の促進</p>	<p>庁外ネットワーク会議 【会議名/構成/回数】女性相談員等連絡会議/県下全域の女性相談員等/4回 女性の権利相談機関連絡会/弁護士会、県下の男女共同参画センター、県警本部、女性相談所/3回 岡山地区相談業務相互支援ネットワーク会議/警察を主体とする岡山地区の各種相談機関/なし 県内女性センター連絡会議/県下の男女共同参画センター/1回 DV被害者保護支援関係機関連絡会議/福祉事務所、県警本部、女性相談所等/2回</p>	<p>男女共同参画課</p>

重点目標 2

施策の方向性	具体的施策	平成19年度に実施した主な施策	担当課
配偶者・パートナー等からの暴力への対策の推進	DV被害者(子どもを含む)の保護及び自立に向けた支援の実施	<p>DV被害者緊急一時保護 【内容】「さんかく条例」に基づき、DV被害者に対して市独自の緊急一時保護を24時間体制で実施。 【実施件数】6件</p> <p>DV防止法に基づく一時保護の受託 【目的】配偶者からの暴力被害者及びその同伴する家族を一時保護 【対象】岡山県女性相談所から委託された要保護者 【実施件数】4件(10人)</p> <p>DV被害者の市営住宅の優遇抽選 【内容】DV被害者については、市営住宅への入居者選考において当選倍率を2倍とする優遇抽選を実施する。 【実績】7件</p> <p>市営住宅の目的外使用許可 【内容】DV防止法による保護命令の決定を受けたDV被害者等については、市営住宅への目的外使用による一時入居を許可する。 【実績】1件</p> <p>DV被害者支援民間シェルター運営事業補助 【内容】シェルターを運営する民間団体に対して、その運営を支援し、DV被害者の保護・自立支援の充実に図る。 【実績】補助事業者1団体</p> <p>DV被害者サポーター養成講座 【内容】県下15市で構成する岡山県都市DV被害者サポーター養成事業実行委員会の主催で、DV被害者に関わって様々な支援を行うボランティアサポーターを養成する講座を開催。直接支援を行うサポーター又は間接支援を行う支援協力者として登録を呼びかける。 【期日/場所】9月～11月(8講座)/津山市 【実績】受講者数27人/修了者数18人 【岡山市への登録人数】36人(H19.7現在) 【活用内容】裁判所への同行、引越しの手伝い、託児、メンタルフレンド</p>	男女共同参画課 こども福祉課 住宅課 住宅課 男女共同参画課 男女共同参画課
加害防止のための調査研究	DV家庭の子どもへの支援	<p>DV加害防止に向けた調査・研究 【内容】日本男性学会議「DV・虐待、加害者アプローチ研究全国大会」に参加し、現状の問題点などを研究する。 【期日/場所】10月20日～21日/京都市</p>	男女共同参画課 こども福祉課
職場におけるセクハラ防止対策の推進	セクハラ相談の実施	<p>事業者へのセクハラ研修出前講座 【実績】2事業者</p> <p>企業などを対象とした人権研修の実施 【内容】研修の中でセクハラについて取り上げた。 【実績】32回、1,974人(再掲)</p>	男女共同参画課 人権推進室
セクハラ防止対策の推進	セクハラ相談の実施	<p>セクハラ相談の実施 【目的】庁内におけるセクハラの一掃を図るため、セクハラに関する相談を実施し、実態把握に努める。 【対象】市職員 【実績】相談件数5件</p> <p>校園長会等での、セクシュアルハラスメントを含むサービスの徹底について指導し、教職員の意識を高め、教育の場におけるセクハラ防止に努めた。 【実績】校園長会(年3回)、校長会等(各1回) 【対象】管理職員</p>	人事課・職員課 学事課
	啓発資料の配布及び啓発ビデオの視聴を通してセクシュアルハラスメント防止の啓発に努めた。	<p>校園長会等において、啓発資料の配布及び啓発ビデオの視聴を通してセクシュアルハラスメント防止の啓発に努めた。</p>	人権同和教育室

重点目標3

施策の方向性	具体的施策	平成19年度に実施した主な施策	担当課
労働の場における男女の均等な機会と待遇の確保	男女共同参画の視点を入れた入札制度の検討 男女雇用機会均等法、パートタイム労働者や派遣労働者に関する関係法令の周知	リーフレット配付等による広報・啓発 公正採用選考人権啓発推進員研修会の開催 【内容】講演会「共に働き、共に生きる～ノーマライゼーション社会と企業」、企業と人権についての冊子を配布し、関係法令などの周知を図る。 【対象】公正採用選考人権啓発推進員及び事業者 【日時/参加者数】8月28日/662人 事業者への出前講座の実施(再掲)	監理課・男女共同参画課・子ども企画課 こども福祉課 人権推進室
	農林漁業従事者、農林漁業関係機関・団体への意識啓発	「男女共同参画のつどいin岡山」の開催 【内容】J A岡山との共催で開催し、農林漁業従事者、地域や関係機関・団体への意識啓発を図る。 【対象/開催日/場所/参加人数】J A岡山関係者/1月10日/J A岡山西大寺支所3階大ホール/363人	男女共同参画課 農水畜産課 男女共同参画課
	まちづくり・防災分野などにおける女性の参画の拡大	岡山市防災まちづくり学校 【内容】地域における防災リーダーの養成 【コース】6回の講座、総合防災訓練参加、神戸視察の計8回。(6月から翌年の1月にかけて月1回実施) 【実績】46人受講(女性8人) 総合防災訓練 【内容】防災週間期間中に、岡山市、関係機関、市民参加による総合防災訓練を実施し、防災体制の強化と防災意識の高揚を図る。 【実績】1,600人参加 【場所】岡山市北長瀬地内 岡山操車場跡地公園(仮称) 【参加】岡山市婦人防火クラブ等 岡山市地域防災訓練 【内容】岡山市、地域住民、陸上自衛隊による防災訓練を実施し、大規模災害時での連携強化を図る。 【実績】350人 【場所】岡山市立太伯小学校 【参加】岡山市婦人防火クラブ等 岡山市安全・安心ネットワーク連絡協議会における協議 【実績】2回	防災対策課 安全・安心ネットワーク推進室 消防企画総務課
女性の参画の少ない分野における対策の推進	若年層における理数分野への興味・関心の拡大	女性消防団員増加の推進 【実績】消防団紹介及び団員入団勧誘イベント(消防出初式、岡山市成人式会場消防団テントブースにて開催)に女性消防団員8名が参加 回 全国女性団員活性化大会(熊本県で開催)に参加 5月、11月、2月に開催された分団長会議にて女性団員の増員について理解を求め、1月開催の岡山市消防団活性化会議にて、岡山市消防団活性化計画を改正し、女性消防団員の増員等参画に向けた内容を盛り込む。市民対象の救急指導に女性団員(延べ77回 210人)が指導にあたり、女性団員の消防団活動の重要性を広報する。 (平成20年4月1日現在の女性団員数 36名) 公民館主催講座 【内容】小学生を対象に理数分野に興味を持てる講座を実施。 【実績】25館、延べ3,056人 自然体験リーダー養成と活動支援 【実績】自然体験リーダー養成講座の開催 全4回開催 修了生12人(男性5人、女性7人) 自然体験リーダーズクラブ(男性40人、女性24人)の活動支援 自然体験リーダーの公民館等への派遣(男性28人、女性17人)	指導課 公民館 生涯学習課 男女共同参画課

重点目標3

施策の方向性	具体的施策	平成19年度に実施した主な施策	担当課
男女共同参画の視点から市の広報ガイドラインの活用	多様な媒体を通じた広報・啓発活動の推進	<p>広報紙の作成にあたっては、人権尊重の視点にたった「表現」のための手引に基づき男女共同参画の視点に立った広報紙の作成に努めた。</p> <p>市職員研修（上級研修）においてパンフレット等を作成する際には、広報ガイドラインを活用し、男女共同参画の視点に立った「表現」に努めるよう促した。</p> <p>市職員人権研修（各局）において、広報ガイドラインを活用し、男女共同参画についての意識啓発を行った。</p> <p>市広報紙「市民のひろば おかやま」への掲載</p> <p>【内容】毎月発行、全世帯配布。</p> <p>【特集等】4月号「男女共同参画社会の形成の促進に関する事業者表彰の推薦」（1/5頁）5月号「新さんかくプラン」（2/3頁）6月号「さんかくウイーク2007」（3頁）6月号「さんかくカルタ」募集（1/4頁）「さんかくウイーク2008実行委員募集」（1/4頁）2月号「男女共同参画専門委員会委員募集」（1/3頁）「さんかくウイーク2008」広報イラスト募集（1/4頁）3月号「男女共同参画社会の実現をめざす情報誌『DUO』編集委員募集」（1/8頁）</p> <p>【施設ガイド】4月号～3月号「さんかく岡山」...のべ約4.3頁</p> <p>【合計】のべ9.6頁分</p>	秘書広報室 男女共同参画課 人権推進室 秘書広報室・男女共同参画課
男女共同参画の視点に立った広報・情報提供の促進	市民意識・実態調査の定期的な実施	<p>男女共同参画社会の実現をめざす情報誌「DUO」の発行（再掲）</p> <p>市政テレビ「情報かわらばん」「いきいきおかやま」（CATVオンビジョン）の放送</p> <p>【内容】市政の動向・行事・課題などを、文字放送形式（文字とナレーション/通替わりの5分番組を毎日3回放送）とアナウンサーとの対話形式（半月替わりの10分番組を毎日3回放送）で放送。</p> <p>【題目/放送日】対話形式 「新さんかくプラン」/5月16日～31日 文字放送形式 「さんかくウイーク2008実行委員募集」/10月29日～11月4日 男女共同参画専門委員会委員募集/2月4日～2月10日 「さんかくウイーク2008広報イラスト募集」/2月11日～2月17日 「DUO」編集委員募集/3月3日～3月9日</p> <p>市政テレビ「山本洋子の岡山市民スクエア」（岡山放送）</p> <p>【内容】市政の動向・行事・課題などをENGまたはスタジオ構成により制作・放送。</p> <p>【題目/放送日】男女共同参画社会を目指して/6月9日（再）6月17日</p> <p>市政ラジオ「岡山くらしと市政」（山陽放送）</p> <p>【内容】市の動向・行事・課題などをラジオ放送で広報。アナウンサーが秘書広報室作成の原稿を読むナレーション形式と担当者が電話でインタビューを受ける出演形式の二形態。</p> <p>【題目/放送日】さんかくウイーク2007（ナレーション）/6月15日 「さんかくウイーク2008実行委員募集（ナレーション）」/11月15日 改正配膳者暴力防止法（出演）/1月11日 男女共同参画専門委員会委員募集（ナレーション）/2月1日 男女共同参画専門委員会委員募集（出演）/2月8日 「DUO」編集委員募集（ナレーション）/2月29日</p> <p>市政ラジオ「シティインフォメーションスクエア」（岡山シティエフエム）</p> <p>【内容】市政の動向・行事・課題などを市の担当者が出演してパーソナリティとの対話形式で放送。毎週月曜～金曜18時45分～19時</p> <p>【題目/放送日】男女共同参画社会の形成の促進に関する事業者表彰/4月20日 「さんかくウイーク2007/6月13日 男女共同参画専門委員会委員・ウイーク2008イラスト募集/2月13日 「DUO」編集委員募集/3月12日</p>	男女共同参画課 秘書広報室・男女共同参画課
男女共同参画の視点に立った広報・情報提供の促進	市民意識・実態調査の定期的な実施	<p>「新さんかくプラン」の数値目標及び成果指標に係る現状値調査の実施</p> <p>【内容】「新さんかくプラン」行政評価を実施するために各種サンプリング調査を実施。（平成19年度の現状値を把握）</p> <p>【時期/対象】9～10月/一般市民700人 外国人400人 662事業者</p> <p>【回収率】43.1% 22.5% 61.0%</p>	男女共同参画課
男女共同参画の視点に立った広報・情報提供の促進	男女共同参画社会の形成に資する統計情報の収集、整備、提供	<p>「新さんかくプラン」の数値目標及び成果指標に係る現状値（冊子）の発行</p>	男女共同参画課

重点目標 4

施策の方向性	具体的施策	平成19年度に実施した主な施策	担当課
多様なライフスタイル(仕事と育児の両立を含む)に対応した子育て支援策の充実	保育サービスの充実	<p>保育所の施設整備 【内容】施設整備を行い、定員増を図る。 【実施園数】定員増1園(第二さくら保育園、新設)</p> <p>保育所の待機児童の解消 【内容】保育所の定員増・定員の弾力化による受入児童数の拡大。 【定員】(20年3月)12,857人(対前年比)90人増</p> <p>特別保育事業の拡大 【内容】延長保育園の拡大 休日保育園の拡大 【実施園数】(20年3月)/ (対前年比) 82園/1園増 51園/11園増 10園/増減無し</p>	保育課
	放課後児童対策の充実	<p>放課後児童健全育成事業 【内容】仕事等で保護者が昼間家庭にいない小学校低学年の児童に、適切な遊びと生活の場を与える。 【実績】84クラブ(平成19年度末)、(対前年比)1クラブ増</p>	こども福祉課
	父親の家事や育児への参加の支援・促進	<p>公民館主催講座 【内容】男性の家事参加を促す講座を実施。 【実績】10館、延べ540人</p>	公民館
		<p>「さんかく岡山」市民協働事業 【内容】実施日/場所/対象/参加者数】 手をつなぐ子育て講座2007「熊丸みつ子さんとおそぼうばなそう」/9月29日/岡山ふれあいセンター/第一部 赤ちゃんから小学校低学年の子どもの保護者 第二部 赤ちゃんから思春期までの子を持つ保護者、保育園、幼稚園、小中学校教員等 第三部 一般市民/178人 講演と意見交換会「子育てと男性の生き方を考える」といった「育児休業 やった!子育て～」/11月25日/さんかく岡山/一般市民/12人 講演会とパネル展「育児は楽しまなきゃ!」しようがいの親の父親物語～講演会&パネル討論～」/12月2日/一般市民/70人 シンガルのためのハッピー子育て法/3月8日/さんかく岡山/シングルマザー、シングルファーザー中心/21人</p>	男女共同参画課
		<p>子育て休暇の実施 【目的】市職員の特別休暇制度(子育て休暇)により、男性の育児休暇の促進を図る。 【対象】市職員 【実績】取得人数48人(平成19年度に取得した男性職員(市長事務部局))</p>	人事課
	地域の子育て支援体制の充実	<p>地域子育て支援センター 【内容】育児不安などについての相談・指導(面接・電話)、育児通信の発行、園庭の開放、育児講座、その他各保育園の特色を生かした事業を行い、子育てを支援する。 【設置数】公立3センター、私立18センター</p>	こども福祉課
		<p>児童館 【内容】児童福祉法に基づく児童厚生施設として児童に健全な遊びを与え、健康の増進と豊かな情操の育成を図る。 【設置数】直営12館、指定管理者へ委託10館(社会福祉協議会5館、ふれあい公社5館) 【利用者数】371,444人</p>	こども福祉課
		<p>子育て広場(10カ所)の開設 【内容】子育てに関する学習・交流・ふれあいの場として設置し、子育ての悩みの解消や子育て仲間づくりを図る。 【期間/場所】4月～3月/幼稚園9園、公民館1館 【対象/参加者数】乳幼児を持つ親/大人7,890人、子ども9,212人</p>	こども福祉課
		<p>のびのび親子広場 【内容】未収園児の保育活動 園庭・園舎の開放 子育て相談 その他 実施園一斉活動、子育てサークルとの連携、子育て情報の提供などの実施園独自の活動 【実績】公立幼稚園33園で実施</p>	こども企画課
		<p>ファミリーサポート事業 【内容】育児の相互援助活動による、働く人の仕事と家庭の両立、安心して働くことのできる環境づくりを図る。 【会員数】依頼会員:1,448人、提供会員:539人、両方会員271人、計2,258人 【活動件数】5,386件</p>	こども福祉課

重点目標 4

施策の方向性	具体的施策	平成19年度に実施した主な施策	担当課
	子育てに関する相談支援体制の充実	<p>パパ・ママスクール 【内容】夫婦を対象に妊娠、出産、育児について学び、妊産婦・乳幼児の健康の保持増進及び母性・父性の確立を図る。 【対象/場所/実績】妊娠中期以降のブレマ・パパ概ね20組/保健センター/13回、528人</p> <p>家庭児童相談室の運営 【内容】家庭・児童相談員13人（女性相談員兼務）を各福祉事務所へ配置し、家庭や子育てに関する相談・支援業務を行う。 【相談件数】1,257件</p> <p>事業者への出前講座の実施（再掲）</p>	健康づくり課 こども福祉課
	育児休業等の制度の定着促進	<p>リーフレット配付等による広報・啓発</p> <p>育児休業制度の実施 【目的】育児休業制度により、男性の育児休暇の促進を図る。 【対象】市職員 【実績】取得人数1人（平成19年度に取得した男性職員）</p>	男女共同参画課 こども福祉課 人事課
仕事と介護を両立するための支援	介護保険事業の推進	<p>介護保険制度の利用により介護負担の軽減を図る。 【利用実績】居宅サービス196,318人 地域密着型サービス18,409人 施設系サービス51,156人（人数は、月ごとの延べ人数の年間計）</p> <p>公民館講座及び各種会合で介護保険制度についての説明会を実施 【実績】8回 参加人数423人</p> <p>地域包括支援センター 【内容】地域で暮らす高齢者を介護・保健・医療・福祉などの様々な面から総合的に支援する。 【事業実績】パンフレットの作成20,000部 介護予防教室の実施725回/延べ15,724人 虐待の対応86件 高齢者の相談30,637件/7,551人 特定高齢者の把握事業の実施1,977件</p>	介護保険課 高齢者福祉課
	介護休業等の制度の定着促進	<p>事業者への出前講座の実施（再掲）</p> <p>リーフレット配付等による広報・啓発</p>	男女共同参画課 こども福祉課
	地域の介護支援体制の充実	<p>ひまわり在宅支援サービス事業 【内容】日常生活に不便を感じている高齢者や障害者、母子・父子家庭等の方に対して、会員制による市民相互の助け合いにより、有償で家事援助などの在宅での生活を支援するサービスを提供する。 【実績】延べ利用者数390人(1,079回、1,706時間) 延べ活動者数286人</p>	福祉支援課
家庭生活と地域活動を両立するための支援	男女の地域活動への参画の促進	<p>公民館主催講座 【内容】ボランティア（ICT系、託児系、読書系、観光系、健康・福祉系）を育成する講座を実施。 【実績】16館、延べ2,916人</p> <p>学校支援ボランティア 【内容】地域の人材や保護者が趣味や特技を生かし、学校教育を支援するために予め登録し、ボランティアとして活動する。 【実績】一般登録者4,104人（男性1,529人、女性2,575人）（H20.3末）</p> <p>子ども会等の団体への支援 【実績】地域少年団体活動を支援するため補助金を交付/子ども会ほか13団体 子ども会育成役員・指導者の研修会の開催/12回 368人 子どものリーダー養成のための研修会の開催/インリナー研修会146人（男性76人、女性70人）/ジュニアリーダー研修会116人（男性54人、女性62人）</p>	公民館 生涯学習課 生涯学習課

重点目標 5

施策の方向性	具体的施策	平成19年度に実施した主な施策	担当課
性と生殖の健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）に関する理解の促進	女性の健康問題への取組についての気運の醸成 学校における性教育の充実	<p>「さんかく岡山」市民協働事業 【内容】講演「シニアライフを快適に過ごすために～健康補助食品(サプリメント)について～」 【実施日/場所/対象/参加者数】6月23日/さんかく岡山/一般市民/82人</p> <p>「さんかく岡山」主催講座 【内容/実施日/場所/対象/参加者数】女性の健康を応援する講座(2回) 月経と上手につき合おう～心地よい日々を過ごすために～/3月13日/さんかく岡山/女性/20人 乳がん体験から学んだ～愛と覚悟と生きるということ～/3月19日/さんかく岡山/女性/40人</p> <p>いのちを育む授業 【内容】思春期の子どもが乳児と接することで生命・性の尊さ、子育ての大切さを学ぶ。3回の授業(1回目：乳児の発達・接し方について事前学習 2回目：乳児・保護者とのふれあい体験 3回目：助産師による講話)を授業時間に位置つけて実施。 【対象/実績】中学3年生/実施校2校、15回、延べ931人(生徒)、親子ボランティア179組</p> <p>教職員を対象とした性と性感染症に関する研修会の実施 【内容】講演会「私からだから私のもん～自尊感情を育む性教育～」 「性は生なり、健康な脳を育てよう」 【対象/参加人数】市内各種学校の養護教諭、保健体育科教諭及び一般職員/85人 【実施日/場所】5月14日/岡山ふれあいセンター</p> <p>岡山市保健部会研修会等で指導 【内容】前年度の「性に関する指導状況調査」の結果を報告するとともに、指導上の注意事項を説明。 【対象】教職員</p> <p>性に関する指導状況調査 【内容】体育、特別活動、総合学習、道徳、その他教科における性教育実施時間数および指導内容を調査。 【対象/時期】全小中学校/3月 【性に関する個別相談件数】小学校93校中43校で実施 125件 中学校37校中31校で実施 448件</p> <p>エイズ・性感染症・性教育出前講座の実施 【内容】家庭で性について語り合える環境を作るため、大人が性について見つけなおすことのできる機会の充実を図る。 【実績】58回 17,085人(内訳)小学校 10回 1,055人、中学校 26回 9,325人、高校 15回 6,250人、専門・大学 4回 285人、一般 3回 170人</p> <p>公民館主催講座 【内容】性について考える講座を実施。 【実績】2館、26人</p>	男女共同参画課 保健体育課 健康づくり課 保健体育課 保健課 保健体育課 保健体育課 保健体育課 保健課 保健体育課 公民館 健康づくり課 男女共同参画課 健康づくり課 保健課 保健体育課 保健体育課
生涯を通じた健康づくりに対する支援	相談体制の充実	<p>思春期電話相談 【内容】思春期に特有の健康問題に関する相談に応じて適切な保健指導を行なうことにより、健康の保持増進と性意識の健全育成を図る。 【対象/実績】思春期の子ども及びその保護者(毎火・木に専用電話で実施)/220件(男性 193件、女性 27件)</p> <p>公民館・地区組織と連携した継続的・体験型の健康教室やウォーキング大会等 【目的】生活習慣の改善・予防・健康増進(運動を含む)を図る。 【対象】健康づくりに関心のある方、基本健康診査結果が要注意であった人等 【場所/実績】各保健センター・各地区公民館等/健康づくり教室 152回 3,435人 生活習慣病予防教室 39回 640人 ウォーキング大会等 108回 1,866人</p> <p>エイズ・性感染症・性教育出前講座の実施(再掲)</p> <p>S T D教育用資料等送付 【内容】S T Dに関する教材リーフレット「未来に向かうあなたたちの大切な心とからだ」 【対象】児童生徒・教職員 (配布時期)3月</p>	男女共同参画課 健康づくり課 保健課 保健体育課 保健体育課

重点目標 5

施策の方向性	具体的施策	平成19年度に実施した主な施策	担当課
健康をおびやかす問題についての対策の推進		<p>「世界エイズデーin岡山」の開催 【内容】一般市民にエイズや性感染症について正しい理解を促し、予防する知識の普及を図る。 【実施日/場所/内容】11月23日/岡山大学/岡山大学/大学祭のイベントでエイズに関するクイズ、エイズキルト作成、レッドリボンツリー作成、パネル展、性感染症郵送検査キット配布 【対象】一般市民</p> <p>エイズ・性感染症ホットライン・相談事業の実施 【内容】性行為によって感染する病気に付いて電話相談を行う。 【対象/実績】一般市民/ホットライン相談件数 1,230件(男性 750件、女性 480件)、来所相談件数 延べ1,290件</p> <p>薬物乱用防止教育に関する研修会 【内容】小・中学校保健部会で薬物乱用防止教育の実態調査の結果報告や各校での教育推進を依頼。 【対象】養護教諭・保健主事</p> <p>薬物乱用防止キャラクターの派遣 【内容】薬物乱用防止のパネル等をバスの中に展示して啓発。 【対象/場所】児童生徒・教職員・保護者/高島中学校</p> <p>薬物乱用防止教育用資料等の送付 【内容】薬物乱用防止に関連する教材 【対象】児童生徒・教職員 (配布時期)11月</p> <p>薬物乱用防止教室の開催 【内容】薬物乱用防止教室を開催し、パネル展示、啓発資料の配布等を行った。 【実施日/場所】7月11日/高島中学校 【対象者/実績】生徒、教職員/啓発資料 200部</p> <p>薬物乱用防止啓発事業 【内容】「薬と健康の週間」事業の一環で薬物乱用防止啓発事業を行いパネル展示、啓発資料の配布等を行った。 【実施日/場所】10月27日/ふれあいセンター 【対象者/実績】一般市民/啓発資料 約500部</p>	保健課
	「こころの健康づくり」の推進	こころの健康相談 【内容】こころの健康に関する専門医による健康相談(専門スタッフによる訪問相談含む) 【実績】各保健センター、各支所で1回/月実施77回/年、実人数150人、延人数159人	
	市民のための精神保健講座 【内容/時期】講演会「働く人のメンタルヘルス~うつからの社会復帰~」 1回/年(11月第3土曜日)開催 【対象/実績】市内の在勤在任者/参加者数 188名		健康づくり課

重点目標 6

施策の方向性	具体的施策	平成19年度に実施した主な施策	担当課
	市の審議会等における女性委員の参画状況の定期的な把握と目標の早期達成	<p>審議会等の設置並びに運営状況の調査の実施 【目的】各課で所管している審議会等の構成状況を把握する。 【対象】各所管課 【調査時期】6月実施 【主体】行政改革推進室、総合政策課、男女共同参画課 【調査結果】女性比率 35.7%</p>	行政改革推進室
行政分野における女性の参画の促進	<p>附属機関以外の協議会等における女性の参画促進</p>	<p>審議会等における積極的改善措置 【内容】男女共同参画専門委員会において、男女いずれの委員も40%以上となることを満たすことができず、将来について審査を行う。 【審査件数】6件</p> <p>協議会等の設置並びに運営状況の調査の実施 【目的】各課で所管している審議会等の構成状況を把握する。 【対象】各所管課 【調査時期】6月実施 【主体】行政改革推進室、総合政策課、男女共同参画課 【調査結果】女性比率 17.7%</p>	男女共同参画課
	女性の市職員の管理職への任用	<p>女性職員の登用 【目的】能力・実績主義の採用により、性別に関わらず職員一人ひとりの能力・実績に応じた登用を行う。 【対象】市職員 【実績】女性管理職の割合5.5%(H20.4.1) 女性職員の登用については、H20.4.1人事異動により、審議監・次長級へ4人の登用をはじめ、課長級等の管理職への登用を図るとともに、将来の女性幹部候補生として係長・主任級への積極的な登用を行った。</p>	人事課
企業、教育機関、その他の各種機関・団体等における女性の能力発揮のための取組の促進	<p>企業や各種団体における女性の能力発揮のための積極的取組（ボジティブ・アクション）への働きかけ 女性の再就職支援の充実</p>	<p>事業者表彰 【内容】雇用の分野において男女共同参画社会の形成の促進に関する取組を積極的に行う事業者を「さんかくウイーク」記念イベントにおいて表彰する。 【実績】1事業者</p> <p>リーフレット配付等による広報・啓発</p> <p>女性の再就職支援セミナーの開催 【内容】女性の経済的自立、再チャレンジ支援に焦点を当て、様々な立場にある女性が自己実現に向かって一歩踏み出すきっかけとなるセミナーを実施。 【実施日/場所/参加者数】11月1日、2日、5日（連続3回講座）/さんかく岡山/延べ61人 「さんかく岡山」主催講座 【内容】再就職の際に必要なパソコンスキルを習得する講座を実施。 【実施日/場所/参加者数】2月23日、3月1日、3月8日（3回）/さんかく岡山/再就職を考える女性/延べ59人</p>	男女共同参画課 こども福祉課 男女共同参画課
	女性の創業支援の充実	<p>起業家塾の開催 【内容】意欲のある起業家を育成し、地域経済の活性化を図るために開講するもので、事業開始のための基礎的な事項から事業実施の事業計画書作成までを指導。 【期間/日数】9月9日～11月11日/6日間 【実績】受講者13人（女性4人）うち5名（女性2人）が開業</p>	産業課
	方針決定過程への女性の参画の促進	<p>「新さんかくプラン」の数値目標及び成果指標に係る現状調査(再掲) 【内容】市の審議会の女性委員の割合(数値目標H)、市の女性管理職の割合(数値目標I)、女性の単位町内会長の割合(成果指標N)、女性のPTA会長の割合(指標O)の平成19年度現状値を調査。</p>	男女共同参画課

重点目標 6

施策の方向性	具体的施策	平成19年度に実施した主な施策	担当課
	農山漁村における女性の参画目標の策定と早期達成		農水畜産課 農業委員会
農林水産業における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	女性の能力開発と適性な評価	岡山市農林水産女性部協議会 【内容】農林水産業に携わる女性の地位向上と社会参加の促進をめざし、地域の発展に寄与することを目的に設置された協議会の視察研修を実施。 【実施日/視察先/参加人数】9月28日/香川県仲多度郡まんのう町/81人 岡山市女性農業者連絡協議会 【内容】岡山市女性農業者が地域発展のリーダーとして、本市農業の発展及び農村生活の向上に寄与する目的で設置した連絡協議会の先進地視察研修を実施。 【実施日/視察先/参加人数】2月14日～2月15日/徳島県石井町、勝浦町、上勝町/16人 家族経営協定締結の啓発・支援 【内容】岡山県が作成した家族経営協定に関するパンフレットを「男女共同参画のつどいin岡山」等で配布。 【実績】配布部数約360部 【締結件数】(H20.3.31累計)65件/(対前年比)7件増	農水畜産課
女性の人材養成と情報の提供	農業委員等への女性の登用の促進	女性農業者の育成 【内容】総会等において農業委員会事務局より農業委員等の女性の登用に関する説明を行い機運の醸成を図った。 女性認定農業者の育成 【内容】認定農業者交流研修会(9月、2月)開催。家族経営協定に関する説明等を行い、女性認定農業者の育成増進を図った。 【実績】認定農業者数608人(女性27人:4.4%) 「農業委員会だより」への記事掲載 【内容】農業委員選挙において、女性候補者の参加を促す記事を掲載。 さんかくカレッジ(基礎コース・専門コース)の開催(再掲) 生涯学習支援システム 【内容】施設案内や学習機会など、各種の生涯学習情報を登録し、市民の学習に必要な情報を提供する。 【実績】登録者428人(H20.3末)	農水畜産課 農業委員会 男女共同参画課 生涯学習課

重点目標 7

施策の方向性	具体的施策	平成19年度に実施した主な施策	担当課
男女平等に関する世界の取組と ついでに理解と 国際協力・交流 の促進	国際規範・基準の浸透 及び国際的な取組等 についての情報提供	<p>「さんかく岡山」市民協働事業 【内容】講演「NGO活動と世界の女性たち - Think Globally, Act Locally」 【実施日/場所/対象/参加者数】3月15日/さんかく岡山/一般市民/67人</p> <p>国際交流ふれあい講演会の開催 【概要】岡山市在住の外国人の方や海外での貴重な体験を持つ日本人を講師に招いて、年間10回程度の講演会を行う。</p> <p>「持続可能な開発のための教育」の推進 【実績】公民館や学校などにおける持続可能な社会づくりに対する教育・広報・啓発活動 ESDに関わる学校や団体をゆかりにネットワーク/92団体 持続可能な社会づくりのための教育を行っている学校や団体に助成金を交付/23団体(うち男女共同参画をテーマとしたもの1件:「ドリームフェスタ21-ママンガ・アニメ機楽大作戦」60名) ML、ニュースレター発行/年間4回 各2,500部 交流会・活動発表会を開催/3回のべ183人 ESD研修会を実施/2回 延べ55人 活動報告書の作成/300部</p>	男女共同参画課
岡山市に暮らす 外国人への支援	外国人のための相談、 情報提供の充実	<p>多言語行政相談 日本語を母語としない本市在住の外国人市民の数が増加傾向にあるなか、行政に関する問合せについて、国際課の言語担当者(英語、中国語、韓国語)が通訳として対応する。 【実績】英語 4件、中国語 5件</p> <p>多言語電話対応 市役所への来庁が難しい方のために、電話にて、相談者と担当課に加えて、国際課の言語担当者が同時に3者で通話する。 【実績】英語 1件</p> <p>友好交流サロンの運営 【内容】様々な地域国際化事業を行うとともに、外国人への生活情報を提供するとともに、外国人市民と日本人市民の交流の場とする。 【実績】日本語教室開催(回数)129回(参加者数)4,824人 生活情報紙「あくら」の作成(5ヶ国語)4回(発行回数)4回(発行部数)1回につき3,450部 インターネットサービスの提供事業等</p> <p>外国語パンフレットの作成 【内容】行政情報を英語、中国語、韓国語に多言語化する。 【実績】庁内22課、41件の行政情報を英語、中国語、韓国語へ翻訳</p>	国際課
	外国人の意見が反映さ れる市政運営	<p>岡山市外国人市民会議の開催 【目的】外国人市民の意見や要望を市政に反映させ、もって市民間の相互理解、多文化共生社会の実現並びに市政の発展に寄与する。 【内容】委嘱状の交付、委員長、副委員長の選出、会議の進め方。 【実績】岡山市外国人市民会議(第2期)の第1回目会議を開催(1月21日)</p>	国際課

重点目標 8

施策の方向性	具体的施策	平成19年度に実施した主な施策	担当課
市民参加による施策の一層の推進	政策・方針決定過程への市民の参加	男女共同参画専門委員会における公募委員の募集 【内容】男女共同参画社会の形成の促進に關して意見を聴く専門委員会の委員を市民から公募する。 【実績】10人中3人（H20.4.1現在）	男女共同参画課
	男女共同参画推進週間の実施	「男女共同参画推進週間（さんかくウィーク）」実行委員の募集 【内容】男女共同参画社会の形成の促進を図るため、「男女共同参画推進週間（さんかくウィーク）」において各種行事の企画及び運営を行う実行委員を募集する。 【実績】23人（男性4人、女性19人）	男女共同参画課
	男女共同参画推進週間の実施	「新成人の集い」実行委員の募集 【内容】「市民のひろば」に記事を掲載するとともに、実行委員の呼びかけ等により実行委員を募集。「新成人の集い」実行委員会は、新成人で組織し、新成人自らが企画・運営を行う。 【実績】実行委員 28人（男性5人、女性23人）/ 実行委員会 25回開催 / 当日の市民ボランティア 26人	生涯学習課
	多様な団体等の連携による広報・啓発活動の推進	男女共同参画推進週間「さんかくウィーク」（6月21日～27日） 【内容】「さんかく条例」の規定に基づき、市民及び事業者と協働して全市的に各種行事等を実施。 【実績】44行事、参加者数延べ2,820人（ブレウィーク6月14日～6月20日、フォローウィーク6月28日～7月4日実施分を含む）	男女共同参画課
男女共同参画社会推進センター「さんかく岡山」の機能の充実	市民協働の活動拠点としての場と情報の提供	男女共同参画推進週間「さんかくウィーク」公民館行事 【実績】37館、参加者数1,599人	公民館
	市民協働の活動拠点としての場と情報の提供	市広報紙・市政テレビ・市政ラジオ等による広報（再掲）	男女共同参画課
	市民協働の活動拠点としての場と情報の提供	市民協働事業 【内容】男女共同参画社会の形成を促進する事業について、その企画案をさんかく岡山登録団体（市民）から募集する市民企画事業と市が提案する市企画事業を市と市民が協働で実施。 【実績】市民企画事業 15事業、市企画事業 3事業	男女共同参画課
	市民協働の活動拠点としての場と情報の提供	さんかく岡山 【内容】会議室の利用提供、ミーティングルームの利用提供、パソコン端末の利用提供、図書・ビデオの貸出、印刷機等の利用提供、託児室の利用提供 【利用実績】 7,102人、 3,824人、 1,377人、 236人、 185人、 637人	男女共同参画課

参 考 資 料

岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例	P42
岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する 基本計画「新さんかくプラン」のあらまし	P46

岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例

平成13年6月27日
岡山市条例第34号

目次

前文

第1章 総則(第1条 - 第8条)

第2章 男女共同参画社会の形成を促進するための基本的施策(第9条 - 第20条)

第3章 男女共同参画社会の形成を阻害する要因の解消(第21条 - 第27条)

第4章 推進体制(第28条・第29条)

第5章 補則(第30条)

附則

我が岡山市は、古くから、瀬戸内の温暖な気候と多様で豊かな自然に加え、多くの先人たちの活躍により、伸びやかで晴れ晴れとした風情と多彩な芸術文化を育み、先駆的な教育を実践してきた。

先人たちの軌跡をたどれば、性別にとらわれず自立した生き方を提唱する者、性別を超えて新たな活躍の場を求めて果敢に挑戦する者など、それぞれの時代を切り開いた男女の輝かしい足跡が今によみがえる。

我が国では、日本国憲法において個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が進められてきたが、固定的な性別役割分担意識に基づく慣行等は依然根強く、配偶者からの暴力が社会問題化するなど、真の男女平等の達成には未だ多くの課題が残されている。

新たな千年紀を迎え、社会経済情勢の急激な変化に対応し、持続的発展が可能な岡山市を創造するには、男女が、互いにその人権を尊重しつつ、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画できる男女共同参画社会の形成を進めることにより、個人の個性と能力が十分に発揮される必要がある。

ここに、私たち岡山市民は、性別にかかわらず一人ひとりの個性が輝く「住みよいまち、住みたいまち」を創造するため、先人たちの功績に恥じぬよう、市、市民及び事業者が協働して男女共同参画社会を早期に実現することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念並びに市、市民、事業者及び教育の責務を明らかにし、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進し、もって性別にかかわらず市民一人ひとりの個性が輝く「住みよいまち、住みたいまち」を創ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会 男女が社会の対等な構成員として、その個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、ともに責任を担うべき社会をいう。

(2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられ、男女が性別による差別的取扱いを受けることなく、ともに自分らしく輝くことができることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画社会の形成は、性別による固定的な役割分担によらず、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保され、自己の意思と責任により多様な生き方が選択できることを旨として、行われなければならない。

3 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協働と社会の支援の下に、家事、子の養育、家族の介護などの家庭生活における活動とその他の活動とを両立できることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画社会の形成は、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画社会の形成は、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について自らの決定が尊重されること及び生涯を通じた健康に配慮されることを旨として、行われなければならない。

6 男女共同参画社会の形成は、国際的な取組と協調、連携して行われなければならない。

7 男女共同参画社会の形成は、市、市民及び事業者が自らの責任を自覚し、教育を含むあらゆる場において主体的にその役割を果たすとともに、相互の創意工夫によって互いに協働して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、市の重点施策として男女共同参画社会の形成の促進に関する総合的な施策(積極的改善措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因の解消を含む。)を策定し、実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、国、県と連携を図り、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進を図るとともに、市民、事業者と協働して、男女共同参画社会の形成を図るものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女共同参画社会について理解を深め、社会のあらゆる分野において相互に協力して、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

2 市民は、市が行う男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動において、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保及び職場における活動と家庭における活動その他の活動との両立に配慮し、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

2 事業者は、市が行う男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(教育の責務)

第7条 学校教育その他のあらゆる教育に携わる者は、男女共同参画社会の形成に果たす教育の重要性にかんがみ、個々の教育本来の目的を実現する過程において、男女共同参画の理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

2 男女は、次代を担う子どもたちの教育に関し、家庭及び地域から、ともに積極的に参画するよう努めなければならない。

(男女共同参画社会の形成を阻害する要因による人権侵害の禁止)

第8条 何人も、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 家庭、職場、学校、地域等あらゆる場における性別による差別的取扱い

(2) 家庭、職場、学校、地域等あらゆる場において性的な言動により相手方の生活環境を害する行為又は当該言動に対する相手方の対応により相手方に不利益を与える行為

(3) 家庭内等における配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)への身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼす行為その他の心身に有害な影響を及ぼす言動

第2章 男女共同参画社会の形成を促進するための基本的施策

(基本計画)

第9条 市長は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう、適切な措置をとるものとする。

4 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ岡山市総合政策審議会条例(平成12年市条例第5号)第5条第2項の規定による専門委員会(以下「男女共同参画専門委員会」という。)の意見を聴かなければならない。

5 市長は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 市長は、社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて基本計画の見直しを図るものとする。

7 第3項から第5項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

(調査研究)

第10条 市は、男女共同参画社会の形成を阻害している要因の調査分析及びその解消のための方策の研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査及び研究を行うものとする。

2 市長は、調査の結果及び研究の成果を公表するものとする。

(普及啓発)

第11条 市は、市民及び事業者の男女共同参画社会の形成に関する理解を促進するために必要な普及広報活動を行うものとする。

2 市は、第8条各号に掲げる行為の防止に関する啓発に努めるものとする。

(年次報告)

第12条 市長は、男女共同参画社会の形成の状況及び男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況について年次報告を作成し、これを公表するものとする。

(学校教育及び社会教育の推進)

第13条 市は、学校教育及び社会教育(職場における学習を含む。)において、男女共同参画社会の形成に関する教育及び学習の振興に必要な措置を講ずるものとする。

(民間活動の支援)

第14条 市は、市民及び事業者の男女共同参画社会の形成に関する自主的な取組に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(家庭生活等と職業生活の両立支援)

第15条 市は、男女がともに家庭生活及び地域生活と、職業生活とを両立することができるように、子の養育及び家族の介護等において必要な支援を行うものとする。

(事業者の表彰)

第16条 市は、雇用の分野における男女共同参画社会の形成に関する取組の普及を図るため、当該取組を積極的に行う事業者の表彰を行うものとする。

2 市長は、前項に掲げる表彰を行ったときは、事業者の取組を公表するものとする。

(男女共同参画推進週間)

第17条 市は、市民及び事業者の男女共同参画社会の形成に関する理解並びに男女共同参画社会の形成に関する取組を推進するため、男女共同参画推進週間を6月に設ける。

2 市は、男女共同参画推進週間において、市民及び事業者の協力の下に、男女共同参画社会の形成の促進を図る各種行事等を実施するものとする。

(市民に表示される情報に関する措置)

第18条 市は、広く市民に表示される情報において、性別による固定的な役割分担及び女性に対する暴力等を助長する表現並びに過度の性的な表現が行われぬよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(審議会等における積極的改善措置)

第19条 市長その他の執行機関は、附属機関として設置する審議会等の委員を任命し、又は委嘱するときは、男女いずれか一方の委員の数が、委員の総数の10分の4未満とならないよう選任しなければならない。

2 前項の規定は、男女共同参画専門委員会が、やむを得ない事情があると認めるときは、適用しない。

3 前2項の規定は、委員の任期の中途において委員の数に変動が生じる場合について準用する。

(苦情の処理)

第20条 市民及び事業者は、市が実施する施策であって男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策に関し苦情があるときは、規則で定める手続により、市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の申出を受けたときは、適切に処理するものとする。

3 市長は、前項の苦情の処理に当たっては、男女共同参画専門委員会の意見を聴かななければならない。

第3章 男女共同参画社会の形成を阻害する要因の解消

(男女共同参画相談支援センター)

第21条 市は、男女共同参画相談支援センター(以下「市相談支援センター」という。)を岡山市男女共同参画社会推進センター(以下「さんかく岡山」という。)内に設置する。

2 市相談支援センターは、第8条各号に掲げる行為を受けた者の相談に応じ、情報の提供その他の支援を行うものとする。

3 市相談支援センターは、次に掲げる機関と連携を図りながら協力するものとする。

(1) 岡山市福祉事務所設置条例(昭和56年市条例第27号)に基づく福祉事務所

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき岡山県が設置する配偶者暴力相談支援センター(以下「県相談支援センター」という。)

(3) 警察、弁護士会、医療機関その他の関係機関

(女性相談員による相談等)

第22条 市長が委嘱した女性相談員(売春防止法(昭和31年法律第118号)第35条第2項の規定に基づき市長が委嘱する婦人相談員をいう。以下同じ。)は、市相談支援センターと連携を図りながら、第8条各号に掲げる行為を受けた者の相談に応じ、必要な指導を行うものとする。

(被害者の緊急一時保護)

第23条 市は、配偶者からの第8条第3号に掲げる行為(以下「配偶者からの暴力」という。)を受けた者(配偶者からの暴力を受けた後婚姻を解消した者であって、当該配偶者であった者から引き続き生命又は身体に危害を受けるおそれがある者を含む。以下「被害者」という。)からの申出により、被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族をいう。)の緊急一時保護を行うものとする。

2 前項に規定する緊急一時保護を行う期間は、被害者が当該申出を行った時から、法に基づく一時保護が開始されるまでの間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる事由に該当するときは、緊急一時保護を行わない。

(1) 当該緊急一時保護の申出の理由となった配偶者からの暴力と同一の事実を理由とする法第10条各号に掲げる事項に係る保護命令の申立てについての決定により、当該緊急一時保護の必要性を欠くことが明らかなきとき。

(2) 法に基づく一時保護が行われぬとき、正当な理由なくして法に基づく一時保護の申出が行われぬと

きその他の緊急一時保護を行うことが適当でない認められるとき。

- 4 市は、偽りその他不正の手段により第1項に規定する緊急一時保護を受けた者に対して、当該緊急一時保護に要した費用の返還を求めることができる。

(被害者の保護及び自立支援)

第24条 市は、法第10条第1号に掲げる事項に係る保護命令の決定を受けた被害者(市内に住所を有する者に限る。以下この条において同じ。)からの申出により、当該保護命令が効力を有する間、被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族をいう。)に対して、市の施設において、法第5条に規定する保護に準ずる保護を行うことができる。

- 2 前項の場合において、市は、被害者が自立して生活することを支援するため、各種制度の利用のあっ旋、情報の提供その他の必要な援助を行うものとする。
- 3 前2項の規定は、法第18条第1項の保護命令の再度の申立てを行った場合について準用する。

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第25条 配偶者からの暴力を受けている者を発見した者は、法第6条第1項の規定により、その旨を県相談支援センター又は警察官に通報するよう努めるほか、市相談支援センター又は女性相談員に通報することができる。

- 2 市相談支援センター及び女性相談員は、被害者に関する通報又は相談を受けたときは、必要に応じ、被害者に対し、市又は県相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。
- 3 前2項の場合において、市相談支援センター及び女性相談員は、法第6条第1項の規定により、被害者の意思を尊重しつつ、県相談支援センター又は警察官に通報するものとする。

(職務関係者の義務等)

第26条 市が実施する被害者の保護、相談等に職務上関係のある者(市の依頼によりその業務の一部を行う者を含む。以下「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の人権を尊重するとともに、その安全の確保に十分な配慮をしなければならない。

- 2 職務関係者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 3 市は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(暴力の防止及び被害者の保護の促進)

第27条 市は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進を図るものとする。

- 2 市は、被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上を図るものとする。
- 3 市は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うものとする。

第4章 推進体制

(推進体制の整備)

第28条 市は、市、市民及び事業者が互いに協働して男女共同参画社会の形成の効果的な促進を図るため、市、市民及び事業者が参加する全市的な推進組織として、さんかく岡山の機能の育成、充実を図るものとする。

- 2 市は、さんかく岡山を拠点に、市の施設相互間の連携体制の整備に努めるものとする。
- 3 市は、関係部局相互の連携により、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を円滑かつ総合的に企画し、調整し、及び実施するため、市長を長とする推進体制を整備するものとする。

(男女共同参画専門委員会)

第29条 市長は、第9条第4項及び第20条第3項に規定するもののほか、男女共同参画社会の形成に関する基本的かつ総合的な施策に関する事項について、男女共同参画専門委員会の意見を聴くことができる。

- 2 男女共同参画専門委員会は、関係者に対し資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に対し是正その他の措置をとるよう勧告等を行うことができる。

第5章 補則

(委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年10月1日から施行する。ただし、第19条及び第21条から第26条までの規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第19条第3項の規定は、平成14年4月1日前から引き続く任期の中途においては適用しない。
- 3 平成14年3月31日までの間は、第9条第4項の規定中「第5条第2項の規定による専門委員会」とあるのは、「第5条第1項の規定による部会」とする。

岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する 基本計画「新さんかくプラン」のあらまし

1 策定の経緯

岡山市は、平成13年6月に、性別にかかわらず市民一人ひとりの個性が輝く「住みよいまち、住みたいまち」の創造を目的とする「さんかく条例（岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例）」を制定しました。

このさんかく条例の規定に基づき、施策を総合的かつ計画的に推進するために、平成14年3月に、「さんかくプラン（岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画）」を策定し、平成14年度から平成18年度までの5年間、市民と協働しながら、男女共同参画の推進を図り、一定の成果を上げてきました。

しかし、平成17年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」では、意識の点で男女共同参画についての理解は進みつつあるものの、家庭での役割は女性の負担が大きいなど、男女共同参画が十分浸透しているとは言い難い状況が浮き彫りになりました。

こうしたことから、男女共同参画推進のさらなる取組が必要と考えます。加えて、男女共同参画社会実現に向けた広範な取組は、社会問題となっている少子高齢化への対応の面からも有効であると考えます。

このような考えのもと、平成18年度をもってさんかくプランの計画期間が満了するのを受けて、このたび「新さんかくプラン」を策定しました。

2 検討経過

- (1)岡山市男女共同参画専門委員会での審議（6回）
- (2)新さんかくプラン策定ワーキンググループ会議（19回）
- (3)パブリック・コメントの実施（期間：平成18年12月25日～平成19年1月22日）
- (4)公聴会の開催（さんかく岡山、西大寺ふれあいセンター、西ふれあいセンター）

3 計画の基本的な考え方

(1)計画の目的及び基本目標

性別にかかわらず市民一人ひとりの個性が輝く「住みよいまち、住みたいまち」（＝男女共同参画社会）の実現を目的とし、

性別にかかわらず、一人ひとりの人権が尊重される明るいまちの実現

性別にかかわらず、多様な生き方を認め合えるあたたかいまちの実現

性別にかかわらず、多様な意見が生かされる元気なまちの実現

を基本目標とします。

(2)基本理念

さんかく条例で規定した7つの基本理念を本計画の基本理念とします。

(3)計画の位置付け及び期間

男女共同参画社会基本法第14条第3項及びさんかく条例第9条に規定する基本的な計画として位置付けます。本計画の期間は、平成19年度から平成23年度までの5年とします。

4 新さんかくプランでの取組

(1)重点的な取組

これまでの本市の男女共同参画の取組と課題をふまえて、

男女平等に関する教育や学習の推進

女性に対する人権侵害をなくすための環境づくり

男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しへの働きかけ

多様なライフスタイルに対応した子育て支援の充実

について重点的に取り組めます。これらの取組を通じて、DVやセクハラなどの性別に起因する人権侵害が起らず、男女の平等感が高いまちの実現を目指します。

このためには、市の取組だけでなく、市民・事業者のみなさんが自らのこととして取り組んでいただくこと（協働）が大切ですので、家庭・地域・職場のあらゆる場面で男女共同参画が進んでいく手がかかりとなるような取組を具体的に掲げ、市民・事業者のみなさんにひとつでも多く取り組んでいただくことを通じて、男女共同参画社会を実現していくことに重点を置いています。

(2)プランの効き目を測る

市民・事業者・市の行うさまざまな男女共同参画の取組が、市民生活の中にどのように浸透し、成果として現れたかを見るための指標（成果指標）を設定します。

また、市の取組については、重点目標ごとに数値目標を設定し、その達成度合の進行管理を行います。

この数値目標と成果指標をもとに、毎年評価を行い、その結果を公表します。

(3)推進体制

審議会

男女共同参画専門委員会

基本計画の策定や苦情の処理に関する事項等について調査審議するほか、審議会等の男女いずれの委員も4割以上とする「さんかく条例」の規定の適用除外について審査を行います。委員の定数は10人で、3人以内で公募委員を募集します。

さんかく岡山運営委員会

「さんかく岡山」の運営に関する審議を行います。委員の定数は8人以内で、学識経験者以外に「さんかく岡山」の利用者の内から委員を委嘱し、「さんかく岡山」の運営に利用者の視点を反映させます。

男女共同参画推進本部

市では、男女共同参画施策を総合的に進めるための庁内推進組織として男女共同参画推進本部を置いています。推進本部は、市長を本部長として、局長級の職員で構成しており、関係の課長級職員からなる幹事会を設けています。